

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本部員会議（第2回）

日 時：令和2年3月31日（火）

15時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

- 1 4月からの推進体制（県調整本部の設置を含む） 資料1

- 2 新学期の学校の取扱い 資料2

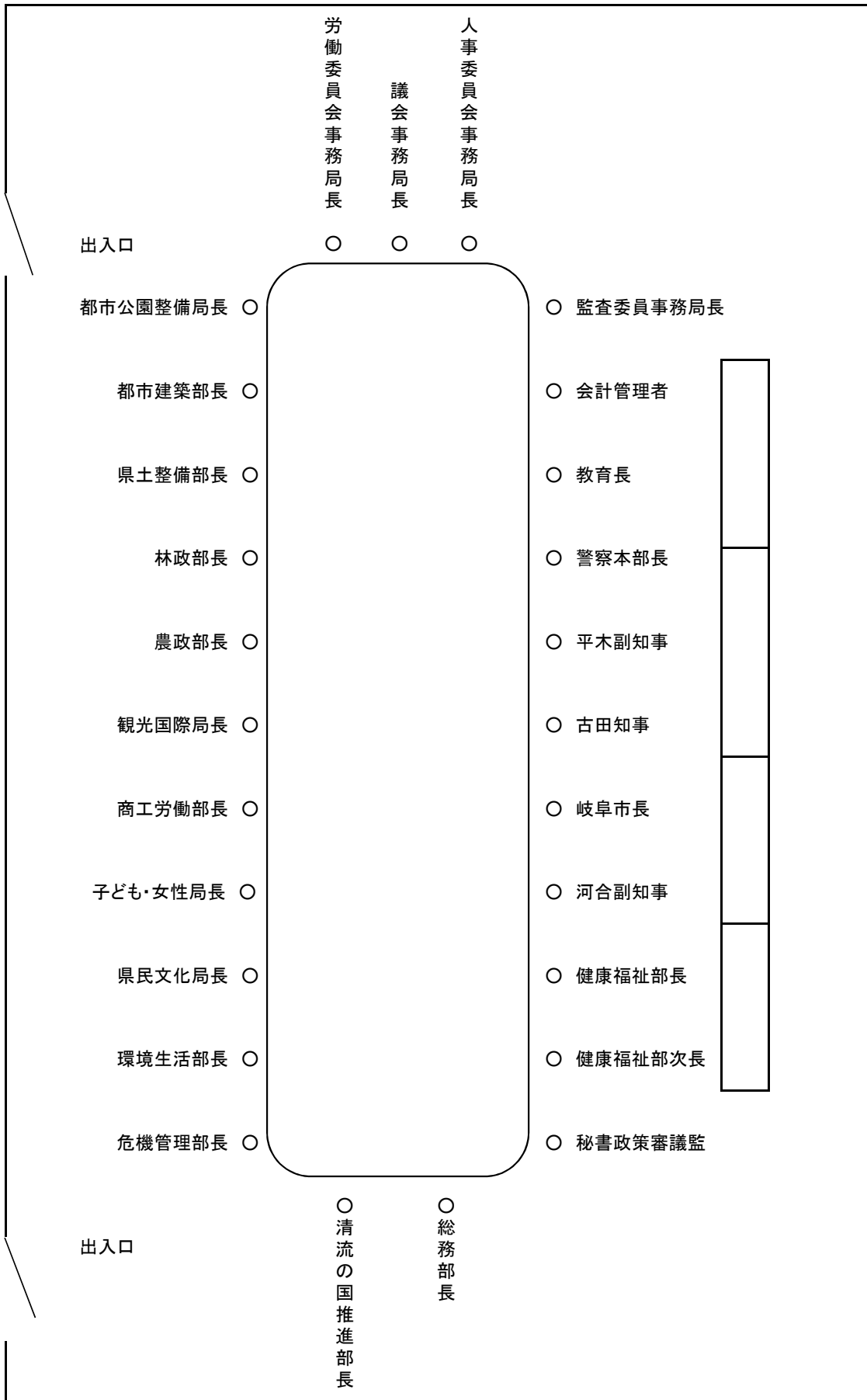
- 3 4月以降のイベントの取扱い 資料3

- 4 新型コロナウイルスに係る行動計画 資料4

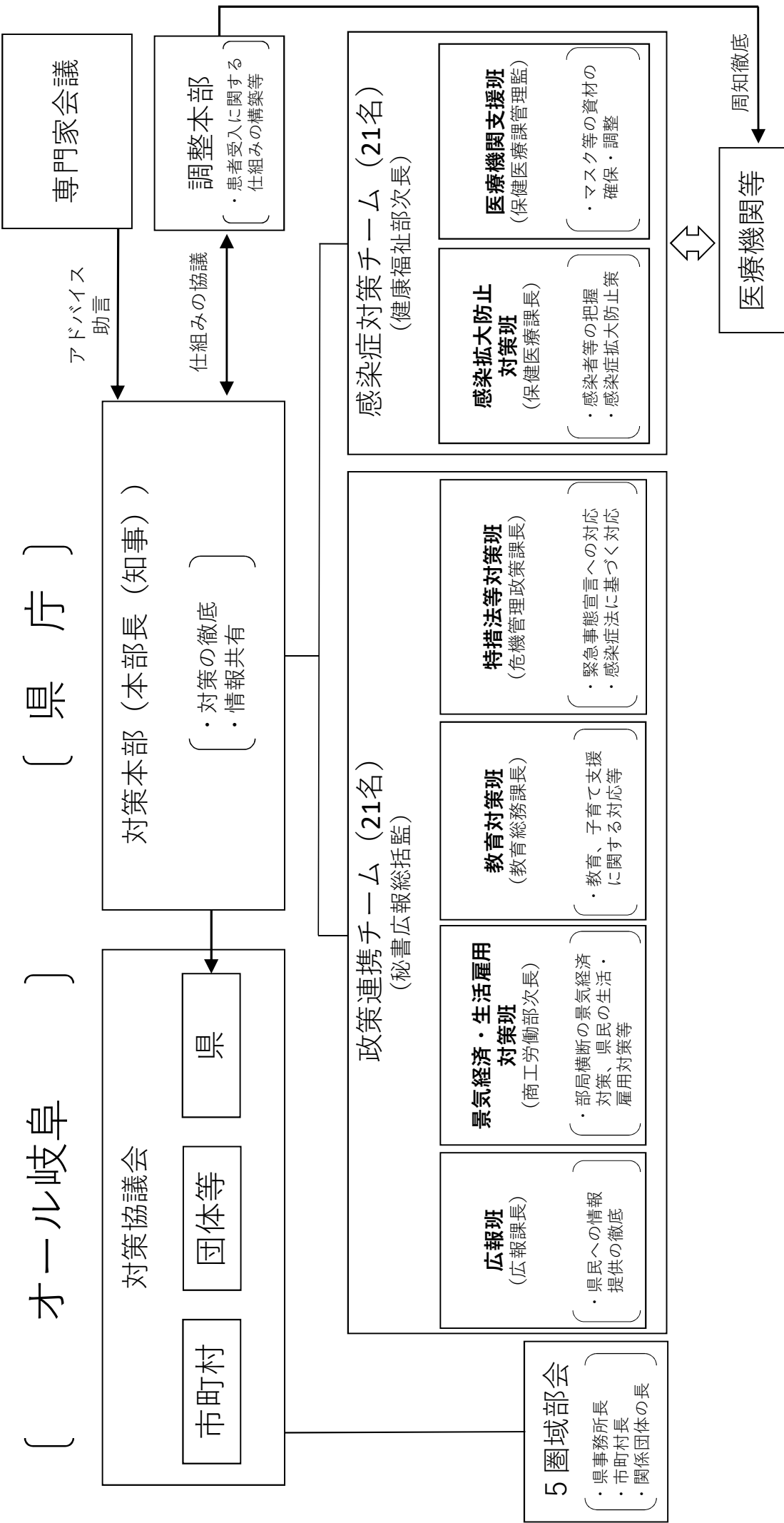
- 5 県経済の現況、今後の方向性（県の経済対策） 資料5

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第2回) 配席図

令和2年3月31日(火)15:00～
4階特別会議室



新型コロナウイルス感染症対策推進体制



岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 調整本部（案）

岐阜県内の患者受入れ等を調整するため、別紙メンバーにより「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 調整本部」を設置する。

○調整本部の主な業務

- ・入院患者及び重症患者の受入れに関する仕組みの構築
（重点医療機関の設置、特別配慮が必要な患者の受入れ等含む）
- ・入院患者及び重症患者の搬送に関する仕組みの構築
- ・PCR検査の県内の検体受入れに関する仕組みの構築
- ・情報の収集（医療体制整備状況、患者受入れ可能病床数、人工呼吸器やECMO※の利用可能状況、PCR検査の実施体制 等）
- ・技術的助言（治療、感染防御 等）
- ・その他（医師派遣調整、国及び他都道府県との広域調整 等）

○第1回調整本部の開催予定

- ・開催日 4月2日（木） 19時
- ・協議事項 新型コロナウイルス感染症の蔓延前後に係る医療提供体制の在り方

※ECMO：extracorporeal membrane oxygenation「対外式膜型人工肺」

(別紙)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 調整本部メンバー

○専門家

- ・岐阜大学医学部附属病院生体支援センター長 副病院長・教授 (座長)
村上 啓雄
- ・国立病院機構長良医療センター統括診療部長 加藤 達雄
- ・岐阜大学医学部附属病院生体支援センター 臨床教授 馬場 尚志
- ・愛知医科大学大学院医学研究科臨床感染症学教授 三嶋 廣繁

○県医師会副会長及び常務理事

○県病院協会会長

○感染症指定医療機関 (5 医療機関)

- ・岐阜赤十字病院
- ・大垣市民病院
- ・中濃厚生病院
- ・岐阜県立多治見病院
- ・久美愛厚生病院

○帰国者・接触者外来設置医療機関 (24 医療機関)

○行政機関

- ・岐阜県健康福祉部次長 (医療担当)
- ・岐阜県健康福祉部保健医療課長 ※調整本部の事務局を兼ねる
- ・県内の保健所長 (7 か所)
- ・岐阜市保健所長
- ・岐阜県保健環境研究所
- ・岐阜市衛生試験所
- ・県内消防本部の代表

※上記に加え、必要に応じて救急医療等の専門家を加える。

学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症予防対策について

	【A】 全ての学校で実施する予防対策	【B】 強化対象校で追加(充実)して実施する予防対策
登校前の検温 健康状態確認	○「健康チェックカード」を朝SHRで確認 ○無記入の場合は、保健室等で検温・健康状態確認	<ul style="list-style-type: none"> ＜県立高校(7校)＞ 可児、可児工業、加茂、加茂農林、東濃、東濃実業、八百津 ＜県立学校(2校)＞ 農業大学校、国際園芸アカデミー ＜私立学校(6校)＞ 帝京可児小・中・高、美濃加茂中・高、多治見西高
登校後の手洗	○原則、手指消毒液を設置、消毒後に入校 ※消毒液不足の場合は、教室入室前の手洗い徹底	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 必ず手指消毒液を設置、消毒後に入校
入 学 式 始 業 式	○以下の対策を徹底して実施 <ul style="list-style-type: none"> ・出席者の間隔を空ける ・式典時間の短縮(凡そ60分以内) ・十分な換気 	<ul style="list-style-type: none"> ◆受付複数設置 ◆会場入口に手指消毒液配置 ◆椅子間隔1m程度空ける ◆保護者等1名 ◆窓常時開放 ◆式典時間30分以内 ◆各クラスで放送等により実施
咳エチケット	○生徒はマスク装着等、咳エチケットを励行 ○教職員は、必ずマスクを装着	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 生徒も必ずマスクを装着
教 室 換 気	○教室の窓やドアを休み時間ごとに開放	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 授業時間中も十分に換気
校 内 清 掃	○1日1回以上、消毒液を使用して清掃	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 1日2回(昼・放課後)、消毒液を使用して清掃
登校後の体調 不良への対応	○体調に異変を感じたらすぐに、近くの教員に連絡(教員は管理職に報告後、保護者に連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 保健室の近くに待機室を確保(体調不良の生徒を保護者の迎えがあるまで待機させる別室)
衛生管理体制	○学校再開前に、学校医等により確認	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 学校再開後も、週1回、学校医等の確認を実施
教 科 指 導	○実技指導等については、飛沫飛散等への対応を徹底して実施	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 年間指導計画の実施時期を変更 例：「音楽」の歌唱指導を年度後半に実施
部 活 動	○予防対策(手洗い、換気、身体接触活動の禁止等)を徹底した上で、活動を再開	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 4月12日まで部活動を自粛
日 常 の 確 認	○毎日、全ての教員がチェックリストにより確認	<ul style="list-style-type: none"> (同じ)
心のケア対策	○臨時(4月)に「心のアンケート」を実施	<ul style="list-style-type: none"> ☞ スクールカウンセラー等を活用した個別面談を実施

＜可茂特別支援学校(美濃加茂市)＞ 上記【B】の取組に加え、以下の対応を実施

- ◆ 朝・昼・帰宅前に検温 ◆ 部活動は4月12日まで中止
- ◆ 3つの条件(密)が重なる可能性の高いスクールの乗車人数を制限(保護者送迎を原則)
- ◆ 医療的ケア対象児童生徒や基礎疾患のある児童生徒は、出席停止を基本に主治医や保護者と相談

※小中学校：可児市立(16校)、川辺町立(4校)の計20校も上記【B】の対応を要請

県主催等のイベント等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月以降の県が主催・関与するイベント等について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- ・県が主催等するイベント等については、4月12日（日）まで、これまでと同様の取扱いとする。（原則として、中止、延期又は規模縮小等）
- ・県以外が主催となる県有施設を利用したイベント等についても、4月12日（日）まで、原則として、中止、延期又は規模縮小等を行うよう、主催者に要請する。
- ・県有施設の利用についても、4月12日（日）まで、これまでと同様の取扱いとする。

県主催、関与の主なイベント予定（4月12日までの開催予定）

通番	月	日	曜日	行事名	主催者区分	主催者	会場		人数 (人)	開催検討結果	担当部局名
							市町村名	施設名			
1	3~4	20		水ロケット製作教室・発射体験（全18回）	県	県・各務原市・（公財）岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各回20	中止	商工労働部
2	3~4	31	火~木	バレエポールフェスティバル	指定管理者	県体育協会	岐阜市	岐阜メモリアルセンター ドーム等	800	中止	清流の国推進部
3	4	2	木	「世界自閉症啓発デー」および「発達障害啓発週間」にかかる普及啓発（街頭啓発）	県	障害福祉課 飛騨県事務所	高山市	ルビットタウン高山	250	中止	県事務所
4	4	3	金	宮里光憲講演会	県	県・各務原市・（公財）岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	140	中止	商工労働部
5	4	4	土	バルーンショー	指定管理者	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ	美濃加茂市	ぎふ清流里山公園	100	中止	都市公園整備局
6	4	4~5	土日	オリンピック聖火リレー	実行委員会	東京2020組織委員会 岐阜県聖火リレー実行委員会	県内各地	岐阜メモリアルセンター 他	不明	延期	清流の国推進部
7	4	5	日	菊地涼子講演会	県	県・各務原市・（公財）岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	140	中止	商工労働部
8	4	6	月	岐阜県交通安全県民大会	実行委員会	岐阜県交通安全対策協議会 ※事務局 県民生活課	岐阜市	ぎふ清流文化プラザ ホール	300	延期	環境生活部
9	4	8	水	森林文化アカデミー入学式	県	森林文化アカデミー	美濃市	森林文化アカデミー	130	規模縮小	林政部
10	4	8	水	入学式	県	国際たくみアカデミー	美濃加茂市	国際たくみアカデミー 体育館	100	規模縮小	商工労働部
11	4	8	水	令和2年度入学式	県	衛生専門学校	岐阜市	岐阜県総合医療センター	150	規模縮小	健康福祉部
12	4	9	木	農業大学校 入学式	県	農業大学校	可児市	農業大学校	100	規模縮小	農政部
13	4	9	木	国際園芸アカデミー入学式	県	国際園芸アカデミー	可児市	国際園芸アカデミー	100	規模縮小	農政部
14	4	11	土	ねんりんピック岐阜2020広報キャラバン	実行委員会	ねんりんピック岐阜2020実行委員会	関ヶ原町	関ヶ原町民体育館	多数	中止	清流の国推進部
15	4	11	土	清流の国ジュニアアスリート育成プロジェクト 共通プログラム 第6期生認定式	県	競技スポーツ課	岐阜市	長良川スポーツプラザ	120	中止	清流の国推進部

通番	月	日	曜日	行事名	主催者区分	主催者	会場		人数 (人)	開催検討結果	担当部局名
							市町村名	施設名			
16	4	11	土	マジックショー	指定管理者	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ	美濃加茂市	ぎふ清流里山公園	100	中止	都市公園整備局
17	4	11～12	土	夏季シーズンスタートイベント	指定管理者	恵那市	恵那市	クリスタルパーク恵那スケート場	200	延期	清流の国推進部
18	4	11～12	土	花フェスタ記念公園春の無料感謝デー	指定管理者	花フェスタ記念公園管理運営グループ	可児市	花フェスタ記念公園	10,000	中止	都市公園整備局
19	4	12	日	ぎふスポーツフェア2020総合開会式	実行委員会	ぎふスポーツフェア実行委員会	岐阜市	岐阜メモリアルセンタードーム	400	中止	清流の国推進部
20	4	12	日	ねんりんピック岐阜2020広報キャラバン	実行委員会	ねんりんピック岐阜2020実行委員会	海津市	木曾三川公園センター	多数	中止	清流の国推進部
21	4	12	日	パイプオルガン定期演奏会	県	美術館	岐阜市	岐阜県美術館	150	中止	県民文化局
22	3～5	毎日		シアター上映	指定管理者	(公財) 岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	各務原市	岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	各回140	中止	商工労働部
23	4～5	毎日		各種シミュレーター・体験(小型ジェット機、旅客機、ヘリコプター、飛行機の仕組み、はやぶさ2ミッション、T3搭乗)	指定管理者	(公財) 岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	各務原市	岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	不定数	中止	商工労働部
24	4～5	毎日		ガイド(スポットガイド(平日)、ガイドツアー(土日祝日))	指定管理者	(公財) 岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	各務原市	岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	不定数	中止	商工労働部
25	4～5		土	ワークショップ(傘ふくろ Rocketをとばそう)全13回	指定管理者	(公財) 岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	各務原市	岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	不定数	中止	商工労働部
26	4～5		日	ワークショップ(紙飛行機製作教室(初級))全14回	指定管理者	(公財) 岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	各務原市	岐阜かがみがはら航空宇宙博物館	不定数	中止	商工労働部

県内の主なイベントの状況（4月12日開催まで）

通番	月	日	曜日	行事名	主催者	会場 (市町村名)	会場 (施設名)	状況
1	3 4	23 ~ 12	月 ~ 日	木曾三川公園チューリップ祭2020	国立木曾三川公園	海津市	木曾三川公園センター	中止
2	3 4	28 ~ 12	土 ~ 日	水の都おおがき船下り	大垣市観光協会	大垣市	水門川一帯	中止
3	3 4	28 ~ 5	土 ~ 日	各務原市桜まつり	各務原市桜まつり実行委員会	各務原市	各務原市民公園	中止
4	3 4	28 ~ 12	土 ~ 日	笠松春まつり	かさまつまちづくりイベント実行委員会	笠松町	笠松みなと公園ほか	中止
5	3 4	30 ~ 1	月 ~ 水	東海中学生・小学生テニス選手権大会 岐阜県予選会	岐阜県テニス協会	岐阜市	岐阜メモリアルセンター 長良川テニスプラザ	延期
6	4	2	木	全日本テニス選手権大会 岐阜県予選会	岐阜県テニス協会	岐阜市	岐阜メモリアルセンター 長良川テニスプラザ	延期
7	4	3,4	金土	B3リーグ	岐阜バスケットボール(株)	岐阜市	岐阜メモリアルセンター で愛ドーム	中止
8	4	4,5	土日	全国組手試合～春の陣～	和道会美濃藍川	岐阜市	岐阜メモリアルセンター で愛ドーム他	中止
9	4	4,5	土日	道三まつり	岐阜市、岐阜市商工会議所	岐阜市	岐阜市内	中止
10	4	5	日	岐阜県ジュニア春季水泳記録会	岐阜県スイミングクラブ協会	岐阜市	岐阜メモリアルセンター 長良川スイミングプラザ	中止
11	4	5	日	日本消防協会表彰受賞披露式	恵那市消防協会	恵那市	クリスタルパーク恵那スケート 場	中止
12	4	5	日	六斎市	六斎市実行委員会	中津川市	中津川市本町通り、新町通り	中止
13	4	6 ~ 12	月 ~ 日	Hockey Junior World Cup女子アジア予選大会	アジアホッケー連盟	各務原市	川崎重工ホッケースタジアム	延期
14	4	5	日	谷汲さくらまつり	谷汲さくらまつり実行委員会	揖斐川町	町営谷汲門前駐車場	中止
15	4	11	土	手力の火祭	岐阜手力火まつり奉賛会	岐阜市	手力雄神社	中止
16	4	11,12	土日	たじみ陶器まつり	多治見陶器まつり実行委員会	多治見市	「本町6」交差点～「多治見橋 南」交差点等	中止
17	4	11,12	土日	美濃まつり	美濃市	美濃市	美濃市うだつの上がる町並み他	中止
18	4	12	日	明治安田生命J3リーグ第7節 FC岐阜 v s 沼津	(株)岐阜フットボールクラブ	岐阜市	岐阜メモリアルセンター 長良川競技場	延期

県有施設の扱い

次の2施設については、4月12日（日）まで閉鎖

◆花フェスタ記念公園（可児市）

【公園内の「麒麟がくる ぎふ可児大河ドラマ館」を含む】

◆川辺漕艇場（川辺町）

<県有文化施設>

県図書館

○一部サービス利用休止（3月1日（日）～）

閲覧：利用停止

図書貸出：インターネット予約のみ貸出対応

○貸館（小ホール）：予約者に対して、延期・中止又は規模縮小を働きかけ

○イベント：開催しない

県美術館、県博物館、県現代陶芸美術館、高山陣屋、空宙博、アリア・トぎふ

○展示室：通常開館対応

○イベント：開催しない

県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）

○イベント（指定管理者主催）：開催しない

OKBふれあい会館、ぎふ清流文化プラザ、飛騨・世界生活文化センター

○貸館（100人以上収容可能な各種ホール・大会議室等）

予約者に対して、延期・中止又は規模縮小を働きかけ

○イベント（指定管理者主催）：開催しない

<主な県有スポーツ施設>

休館・一部利用停止とする。

○岐阜メモリアルセンター（トレーニング室、水泳場、庭球場）

○御嶽濁河高地トレーニングセンター（トレーニング室）

○クリスタルパーク恵那スケート場（トレーニング室）

○福祉友愛プール

○福祉友愛アリーナ

新型コロナウイルス感染症に係る「県行動計画」の見直しについて

I 見直しの趣旨

- 特措法第7条第1項に基づき、県行動計画を作成済み。(H30.3改定)
- 法改正に伴い、現行の県行動計画に定められている事項は、新型コロナウイルス感染症に関する事項とみなされることとされた。
- 一方、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症である。
- このため、現行の県行動計画について、今般の新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、追加・拡充すべき項目を整理し、必要な見直しを行う。

II 新型コロナウイルスの特徴

- 密閉、密集、密接の3条件が重なる場が感染拡大、集団感染のリスクが特に高い。
- 罹患しても約8割が軽症で経過し治癒する例も多い。
- 本県の経済圏であり生活圏である愛知県を含む都市圏で感染者が多く発生している。
- 現時点で、有効性が確認された抗ウイルス薬やワクチンは存在しない。

III 見直しのポイント

1. 国の「基本的対処方針」を踏まえた対策の追加・拡充

- (1) サーベイランス・情報収集
 - PCR検査の徹底
- (2) 予防・まん延防止
 - 個人レベルの感染対策強化
 - 学校、保育施設等における対策
 - クラスター対策の徹底
- (3) 医療
 - 専門家会議、調整本部の設置
 - 患者増加時における医療体制（自宅待機）
- (4) 医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援

2. 発生状況や社会情勢を踏まえた対策の追加

- 隣県等からの協力要請
- 隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置
- 災害時における避難所対応

新型コロナウイルス感染症対策として県行動計画に追加する項目

1. 国の「基本的対処方針」を踏まえた対策の追加

(1) サーベイランス・情報収集

【PCR検査の徹底】 **発生早期**

- ① 県は、帰国者・接触者外来の医師からの申し出があった場合、PCR検査を積極的かつ柔軟に行うとともに、クラスターに関連した検査を徹底的に行う。
- ② 県は、専門家、医師、医療機関等からなる調整本部を設け、行政検査のほか自院での検査、民間検査会社の活用等についてルール化を行う。
- ③ 県は、PCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

(2) 予防・まん延防止

【個人レベルの感染対策強化】 **発生早期・感染期**

- ① 県は、一般的な不要不急の外出自粛について呼びかけを行う。
- ② 県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて避ける行動を求める。
- ③ 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。

【学校、保育施設等における対策】 **発生早期・感染期**

- ① 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、文部科学省の示すガイドライン等を参考に、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。
なお、生徒が感染した場合等においては、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）も含め適切な措置を行うよう学校の設置者に徹底する。

【クラスター対策の徹底】 発生早期

- ① 県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、徹底する。
- ② 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、徹底的なPCR検査により、封じ込めを図る。また、必要に応じて、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請することとする。これに関連し、国及び発生市町村との間で緊密に情報共有を行う。
- ③ 県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりを避ける行動を強く求めるとともに、全国的大規模な催物（イベント）等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。（再掲）
- ④ その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物（イベント）の開催の自粛について協力を迅速に要請する。

その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。
- ⑤ 県及び保健所設置市である岐阜市は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に取り組む。これに関連し、県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努める。
- ⑥ 県は、クラスターの感染源や経路を解明し感染の連鎖を防ぐため、必要に応じて、厚生労働省のクラスター対策班の派遣を要請する。

（3）医療

【専門家会議、調整本部の設置】 発生早期・感染期

- ① 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・まん延防止に備え、専門家会議を設置する。
- ② 患者受け入れや搬送、PCR検査等についてのルール化を行うため、専門家、医師、医療機関等からなる調整本部を設置する。

【患者増加時における医療体制（自宅待機等）】 **発生早期・感染期**

- ① 県は、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する場合、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とするなど体制を整備する。
- ② 自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、県は、市町村と連携し、軽症者が県内ホテルなどの宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。
- ③ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備する。
- ④ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合には、県は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、県及び市町村は、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。

（４）医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援 **発生早期・感染期**

県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、県民経済や県民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、医療体制の確保、事業活動の縮小や雇用への対策について財政的な措置をはじめ必要な措置を講じる。

2. 発生状況や社会情勢を踏まえた対策の追加

(1) 実施体制

【隣県等からの協力要請】 **発生早期・感染期**

特定都道府県から本県に対し、緊急事態措置を実施するための応援の求めがあった場合には、本県における患者の発生状況や感染症指定病院等の利用状況等を踏まえ、特措法第39条に基づき必要な措置を講じる。

(2) 予防・まん延防止

【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】

発生早期・感染期

隣接県に緊急事態宣言が発令され、県内には発令されていない場合、当該隣接県で実施されている緊急事態措置の内容を勘案し、必要に応じ、県民に対する当該隣接県への往来の自粛等必要な措置を講じる。

【災害時における避難所対応】 **発生早期・感染期**

県は、災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染症の発生・まん延防止のため、避難所以外の安全な建物を避難所として活用するなど避難所における住民同士の密集を避けられるよう「避難所運営ガイドライン」の見直しを行う。また、まん延防止に必要な資機材を整備するなどにより市町村を支援する。

対 比 表

改正特措法に基づく 県新型インフルエンザ等対策行動計画 (現行計画)	改正後の県行動計画
<p>県内発生早期</p> <p>(1) 実施体制 【基本的対処方針等の決定】</p> <hr/> <p>(2) サーベイランス・情報収集 【国際的、全国的な情報収集】 【受診患者数の把握】 【全数把握】</p> <hr/> <p>【入院サーベイランスの拡充】 【学校サーベイランスの強化】 【積極的疫学調査の実施】</p> <p>(3) 情報提供・共有 【情報提供】 【コールセンターの設置】 【情報共有】</p> <p>(4) 予防・まん延防止 【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等】 【個人・地域レベルでの対策強化】 【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与】 【病院、高齢者施設等における対策】</p> <hr/> <p>【渡航に関する注意喚起等】 【水際対策】 【在外邦人支援】</p>	<p><追加> 【隣県等からの協力要請】</p> <p><追加> 【PCR検査の徹底】</p> <p><拡充> 【個人・地域レベルでの感染対策強化】</p> <p><追加> 【学校、保育施設等における対策】</p>

対 比 表

改正特措法に基づく 県新型コロナウイルス等対策行動計画 (現行計画)	改正後の県行動計画
<hr/> <p>【予防接種】</p> <hr/> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <hr/> <p>(5) 医療</p> <p>【医療機関等との情報共有】</p> <hr/> <p>【帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター】</p> <hr/> <p>【診療体制の確保】</p> <p>【院内感染対策】</p> <p>【患者の全数把握とPCR等の検査】</p> <p>【入院勧告】</p> <p>【流行予測と病床確保等の検討】</p> <p>【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与】</p> <p>【医薬品等の流通】</p> <p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>(6) 県民の生活及び経済の安定の確保</p> <p>【事業者の対応等】</p> <p>【県民・事業者への呼びかけ】</p> <hr/> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p>	<p><追加> 【クラスター対策の徹底】</p> <p><追加> 【災害時における避難所対応】</p> <p><追加> 【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p><追加> 【専門家会議、調整本部の設置】</p> <p><追加> 【患者増加時における医療体制】</p> <p><追加> 【医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援】</p>

対 比 表

改正特措法に基づく 県新型コロナウイルス等対策行動計画 (現行計画)	改正後の県行動計画
<p>県内感染期</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>【基本的対処方針等の決定】</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <hr/> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>【国際的、全国的な情報収集】</p> <p>【受診患者数の把握】</p> <p>【全数把握の中止】</p> <p>【ウイルスサーベイランス】</p> <p>【入院サーベイランスの縮小】</p> <p>【学校サーベイランスの縮小】</p> <p>【積極的疫学調査の継続】</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <p>【コールセンターの設置】</p> <p>【情報共有】</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等の中止】</p> <p>【個人・地域レベルでの対策強化】</p> <p>【濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止】</p> <p>【病院、高齢者施設等における対策】</p> <hr/> <p>【渡航に関する注意喚起等】</p> <p>【在外邦人支援】</p>	<p><追加> 【隣県等からの協力要請】</p> <p><拡充> 【個人・地域レベルでの感染対策強化】</p> <p><追加> 【学校、保育施設等における対策】</p>

対 比 表

改正特措法に基づく 県新型コロナウイルス等対策行動計画 (現行計画)	改正後の県行動計画
<hr/> <p>【予防接種】</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <hr/> <p>(5) 医療</p> <p>【医療機関等との情報共有】</p> <hr/> <p>【帰国者・接触者外来、入院勧告の中止】</p> <hr/> <p>【診療体制の確保】</p> <p>【入院治療】</p> <p>【在宅患者への支援】</p> <p>【医薬品等の流通】</p> <p>【備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出】</p> <p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>(6) 県民の生活及び経済の安定の確保</p> <p>【事業者の対応等】</p> <p>【県民・事業者への呼びかけ】</p> <hr/> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p>	<p><追加> 【災害時における避難所対応】</p> <p><追加> 【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p><追加> 【専門家会議、調整本部の設置】</p> <p><追加> 【患者増加時における医療体制】</p> <p><追加> 【医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援】</p>

本冊子は、改正特措法により、新型コロナウイルス感染症に関する事項とみなされた「県新型インフルエンザ等対策行動計画」について、変更後の計画を「新型コロナウイルス」に読み替えたものです。

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 行動計画（案）

令和 2 年 3 月 日

目次

はじめに	1
------	---

I 対策の基本的考え方

1 県内で発生が確認された段階	2
2 県内で感染が拡大した段階	2
3 県民の生活及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合	2

II 実施上の留意点

1 基本的人権の尊重	3
2 危機管理としての特措法の性格	3
3 関係機関相互の連携協力の確保	3
4 記録の作成・保存	4
5 損失補償、実費弁償及び損害賠償	4

III 対策推進のための役割分担

1 国	5
2 地方公共団体	5
3 医療機関	6
4 指定（地方）公共機関	6
5 登録事業者	7
6 一般の事業者	7
7 県民	7

IV 各段階における対策

1 県内発生早期	8
2 県内感染期	23

はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項において、「都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成する」とされている。

上記に基づき策定した岐阜県新型インフルエンザ等行動計画（以下「県行動計画」という。）では、「県行動計画に記載した対策は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置いたものであり、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、当該ウイルスの病原性・感染力等の特性やその他の状況を踏まえ、計画に記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する」とされている。

このため、今般の新型コロナウイルス感染症の対策の実施にあたっては、当該ウイルスの特性等を踏まえた内容となるよう、現行の県行動計画の見直しを行う必要があり、令和2年3月28日に国から示された「基本的対処方針」等を踏まえ、ここに「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を定めるものである。

I 対策の基本的考え方

発生段階や状況の変化に応じ柔軟に対応する。

1 県内で発生が確認された段階

県内で患者が確認された当初の段階では、患者の入院勧告や感染のおそれのある者の外出自粛、病原性に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

2 県内で感染が拡大した段階

県内で感染が拡大した段階では、県、市町村、国、事業者等は相互に連携して、医療の確保、県民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることも考えられるため、県と国が協議の上、社会の状況に応じて臨機応変に対処し、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

3 県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型コロナウイルス感染症への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

一方、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、県民経済や県民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、事業活動の縮小や雇用への対策を講じる必要がある。

II 実施上の留意点

県、市町村又は指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス感染症が発生し、また流行した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型コロナウイルス感染症対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第5条)。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。病原性の程度や、抗ウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部(特措法第22条。以下「県対策本部」という。)は、政府対策本部(特措法第15条)及び市町村対策本部(特措法第34条)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する。

県対策本部長は、特に必要がある場合には、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する総

合調整を行うよう要請する（特措法第 24 条第 4 項）。また、市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合(特措法第 36 条第 2 項)には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

4 記録の作成・保存

県及び市町村は、県対策本部、市町村対策本部における新型コロナウイルス感染症対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、臨時の医療施設を開設するための土地、家屋又は物資の使用（特措法第 49 条）又は特定物資の収用及び保管命令（特措法第 55 条第 2 項、第 3 項）の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。（特措法第 62 条第 1 項）。

(2) 実費弁償

県は、医療関係者への医療・予防接種の実施の要請等(特措法第 31 条第 1 項～第 3 項、第 46 条第 6 項)に応じて患者等に対する医療・予防接種を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する（特措法第 62 条第 2 項）。

(3) 損害補償

県は、医療の提供の要請等（特措法第 31 条第 1 項、第 3 項）に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償する（特措法第 63 条第 1 項）。

Ⅲ 対策推進のための役割分担

1 国

国は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、自ら新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）が実施する新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型コロナウイルス感染症及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型コロナウイルス感染症に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型コロナウイルス感染症の発生前は、「対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型コロナウイルス感染症の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2 地方公共団体

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新感染症対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

（1）県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

新感染症の発生前は、「対策推進会議」を開催するなど、全庁的な取組を推進

するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。特に、保健所を設置する岐阜市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関しては、それぞれの対策の相違による支障が生じないように、方針を検討する段階から岐阜市と緊密に連携を図っていく。

(2) 市町村

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型コロナウイルス感染症発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する岐阜市については、市内の医療体制の確保やまん延防止に関し、方針等を検討する段階から県と緊密に連携を図り、県の対策と一体となり取り組む。

3 医療機関

医療機関は、新型コロナウイルス感染症の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生時においても医療提供を確保するため、新型コロナウイルス感染症患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型コロナウイルス感染症対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。

- ・ 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
- ・ 指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

5 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型コロナウイルス感染症の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新感染症の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、その活動を継続するよう努める(特措法第 4 条第 3 項)。

6 一般の事業者

一般の事業者については、新型コロナウイルス感染症の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型コロナウイルス感染症の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7 県民

新型コロナウイルス感染症の発生前は、新型コロナウイルス感染症に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

IV 各段階における対策

1 県内発生早期

発生状況：

- ・ 県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型コロナウイルス感染症の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、県民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

【基本的対処方針等の決定】

- ① 県は、政府対策本部が設置された場合（特措法第 15 条第 1 項）、直ちに県対策本部を設置する（特措法第 22 条第 1 項）。また、国の基本的対処方針に基づき、専門家や関係者の意見を踏まえ、県のアクションプランを協議・改定する。（健康福祉部、全部局）
- ② 県は、県対策本部に設置する対策チームにそれぞれ必要な人員配置を行う。（関係部局）
- ③ 県は、状況に応じ、以下の会議等を開催し、各種対策に係る意見聴取や情報共有、意見交換等を緊密に行う。（健康福祉部）
 - ・ 医療関係者や学識経験者等で構成する「岐阜県新型コロナウイルス感染症専門家会議」
 - ・ 県内の市町村、各種団体で構成する「新型コロナウイルス感染症対策協議会」
 - ・ 医療、保健、福祉の代表者や学識経験者で構成する「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」
 - ・ 地域医療体制の維持等に係るかかりつけ医、入院医療機関等との会議

- ④ 政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）（特措法第 32 条第 1 項）を行った場合、県は、県対策本部に緊急対策チーム（県民相談チーム、食料物資チーム、ライフラインチーム）を設置する。（危機管理部、環境生活部、商工労働部、都市建築部、関係部局）

※緊急事態宣言については以下のとおり。

政府対策本部長は、「新型インフルエンザ等緊急事態」が発生したと認めるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで緊急事態措置を講じることができる。

○「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る。）が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものに該当する事態

○緊急事態宣言の内容

- ・緊急事態措置を実施すべき期間
- ・緊急事態措置を実施すべき区域
- ・緊急事態の概要（発生状況、ウイルスの病原性、病状、感染防止に必要な情報等）

⑤ 市町村は、緊急事態宣言がされた場合、直ちに、市町村対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。

⑥ 県は、対策の規模、内容に応じ、対策本部事務局の体制を拡大又は縮小する。（総務部、各部局）

⑦ 県は、業務継続計画により業務を遂行し、県民への行政サービスの低下を最小限とする。（総務部、各部局）

【隣県等からの協力要請】

特定都道府県から本県に対し、緊急事態措置を実施するための応援の求めがあった場合には、本県における患者の発生状況や感染症指定病院等の利用状況等を踏まえ、特措法第39条に基づき必要な措置を講じる。（健康福祉部）

（2）サーベイランス・情報収集

【国際的、全国的な情報収集】

県は、海外、他県での新型コロナウイルス感染症の発生状況、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗ウイルス薬の有効性等）、ワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。（健康福祉部）

【受診患者数の把握】

県及び保健所設置市町村である岐阜市は、帰国者・接触者外来により受診患者数の状況を把握する。（健康福祉部）

【全数把握】

県及び岐阜市は、県内における新型コロナウイルス感染症の患者を早期に見し、患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型コロナウイルス

ス感染症患者（疑い患者を含む。）（以下「感染患者等」という。）を診察した場合の届出を求め、当該患者から検体を採取し、ウイルス検査を実施する。（健康福祉部）

【PCR検査の徹底】

- ① 県は、帰国者・接触者外来の医師からの申し出があった場合、PCR検査を積極的かつ柔軟に行うとともに、クラスターに関連した検査を徹底的に行う。（健康福祉部）
- ② 県は、専門家、医師、医療機関等からなる調整本部を設け、行政検査のほか自院での検査、民間検査会社の活用等についてルール化を行う。（健康福祉部）
- ③ 県は、PCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。（健康福祉部）

【入院サーベイランスの拡充】

県及び岐阜市は、新型コロナウイルス感染症患者の臨床像を把握するため、感染患者等が入院した場合の全数報告について周知する。（健康福祉部）

【学校サーベイランスの強化】

- ① 県及び市町村は、学校等欠席者・感染症情報システム及び感染報告書により欠席者及び臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の状況を把握する。（健康福祉部、環境生活部、教育委員会）
- ② 県及び岐阜市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等での新型コロナウイルス感染症の集団発生の把握を強化する。（健康福祉部、環境生活部、教育委員会）
 - ・ 臨時休業以外の集団発生の把握
 - ・ 調査対象施設の拡大

【積極的疫学調査の実施】

県及び岐阜市は、患者や濃厚接触者に対する積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。（健康福祉部）

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

- ① 県及び市町村は、県民各層に十分な情報が届くよう、テレビや新聞、ホームページやSNS等の利用可能なあらゆる媒体を活用し、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。また、特に必要があると認められる場合には、独自のメッセージの発信や注意喚起等を行う。(関係部局)
- ② 県内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を県民に呼びかける。(健康福祉部)
- ③ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(帰国者・接触者外来の受診の方法等)を周知する。(健康福祉部)
- ④ 県及び市町村は、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(関係部局)
- ⑤ 県は、在留外国人や外国人旅行者への適切かつ迅速な情報提供を行い、県内でのまん延防止と風評対策につなげる。(清流の国推進部、商工労働部)
- ⑥ 県は、新型コロナウイルス感染症の発生状況及びクラスター(患者間の関連が認められた集団)の発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。(健康福祉部)
- ⑦ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、国へ報告するとともに、情報提供に反映する。(健康福祉部)

【コールセンターの設置】

県は、国から提供されるQ & A等を活用し、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な健康相談に対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行うとともに、市町村に対し、相談窓口を設置するよう依頼する。(健康福祉部)

【情報共有】

県、市町村、指定（地方）公共機関、関係団体はインターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。（関係部局）

（４）予防・まん延防止

【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等】

県及び岐阜市は、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。（健康福祉部）

【個人・地域レベルでの感染対策強化】

県及び市町村は、住民や事業者等に対して次の依頼を行う。

- ・ 住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等と呼びかける。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 県は、一般的な不要不急の外出自粛について呼びかけを行う。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 県は、密閉空間、密集場所、密接場面という３つの条件が同時に重なるような集まりについて避ける行動を求める。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう依頼する。（都市建築部、健康福祉部）

【病院、高齢者施設等における対策】

県及び市町村は、関係機関と協力し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有す

る者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知する。(健康福祉部、関係部局)

【学校、保育施設等における対策】

- ① 県は、学校設置者等に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者等の感染者情報について速やかに情報共有する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)
- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、文部科学省の示すガイドライン等や厚生労働省の通知により、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。

なお、生徒が感染した場合等においては、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)も含め適切な措置を行うよう学校の設置者に依頼し、保育施設等においては厚生労働省の通知に基づき、市町村等に対して臨時休園等の取扱いを徹底する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

【渡航に関する注意喚起等】

県は、旅券センター等において、海外への渡航予定者に対し、新型コロナウイルス感染症の発生状況や、個人がとるべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。(商工労働部)

【水際対策】

県及び岐阜市は、国からの要請に基づき、検疫所等と連携して入国者に対する健康監視を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、国の方針変更に合わせて措置を縮小、中止する。(健康福祉部)

【在外邦人支援】

県は、発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所又は学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。併せて、県内で新型コロナウイルス感染症が発生していること等について情報提供を行う。(商工労働部、環境生活部、教育委員会)

【クラスター対策の徹底】

- ① 県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、徹底する。(健康福祉部)
- ② 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、徹底的なPCR検査により、封じ込めを図る。また、必要に応じて、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物(イベント)の自粛等の必要な対応を要請することとする。これに関連し、国及び発生市町村との間で緊密に情報共有を行う。(健康福祉部)
- ③ 県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりを避ける行動を強く求めるとともに、全国的大規模な催物(イベント)等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。(健康福祉部、関係部局)
- ④ その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物(イベント)の開催の自粛について協力を迅速に要請する。(健康福祉部、関係部局)
その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。(健康福祉部、関係部局)
- ⑤ 県及び保健所設置市である岐阜市は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に取り組む。これに関連し、県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努める。(健康福祉部)
- ⑥ 県は、クラスターの感染源や経路を解明し感染の連鎖を防ぐため、必要に応じて、厚生労働省のクラスター対策班の派遣を要請する。(健康福祉部)

【災害時における避難所対応】

県は、災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染症の発生・まん延防止のため、避難所以外の安全な建物を避難所として活用するなど避難所における住民同士の密集を避けられるよう「避難所運営ガイドライン」の見直しを行う。また、まん延防止に必要な資機材を整備するなどにより市町村を支援する。(危機管理部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の措置を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する（特措法附帯決議）。（健康福祉部、関係部局）

（外出自粛等の要請）

住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合^{※1}を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策^{※2}の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位又は圏域単位）とすることが考えられる。

※1 生活の維持に必要な場合とは、「医療機関への通院」「食料の買い出し」「職場への出勤」等を想定

※2 基本的な感染対策とは、「マスク着用」「咳エチケット」「手洗い」等を想定

（施設の使用制限等の要請等）

- ・ 学校・保育施設等（特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】

隣接県に緊急事態宣言が発令され、県内には発令されていない場合、当該隣接県で実施されている緊急事態措置の内容を勘案し、必要に応じ、県民に対する当該隣接県への往來の自粛等必要な措置を講じる。(健康福祉部、関係部局)

(5) 医療

【医療機関等との情報共有】

- ① 県は、新型コロナウイルス感染症の診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)
- ② 県は、必要に応じ、「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」や、地域医療体制の維持に係る関係者との情報共有を目的とした会議等を開催し、医療、保健、福祉関係者との意思疎通を図る。(健康福祉部)

【専門家会議、調整本部の設置】

- ① 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・まん延防止に備え、専門家会議を設置する。(健康福祉部)
- ② 県は、患者受け入れや搬送、PCR検査等についてのルール化を行うため、専門家、医師、医療機関等からなる調整本部を設置する。(健康福祉部)

【帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター】

- ① 県及び岐阜市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉部)
- ② 県及び岐阜市は、あらかじめ定めた医療機関に帰国者・接触者外来の設置を要請し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う。(健康福祉部)

【患者増加時における医療体制（自宅待機等）】

- ① 県は、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそ

れがあると判断する場合、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とするなど体制を整備する。(健康福祉部)

- ② 自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、県は、市町村と連携し、軽症者が県内ホテルなどの宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。(健康福祉部)
- ③ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備する。(健康福祉部)
- ④ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合には、県は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、県及び市町村は、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。(健康福祉部)

【診療体制の確保】

県は、帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来での受診対象とならない者に係るかかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治癒証明の一時中止等の診療体制の確保について、関係機関と方針を協議する。(健康福祉部)

【院内感染対策】

県及び岐阜市は、帰国者・接触者外来以外の医療機関においても、新型コロナウイルス感染症の患者が受診する可能性があるため、院内感染対策を講じた上で、診療するよう要請する。(健康福祉部)

【患者の全数把握とPCR等の検査】

- ① 県及び岐阜市は、全ての医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型コロナウイルス感染症の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連

絡するよう要請する。(健康福祉部)

- ② 保健所は、県内の患者数が極めて少ない段階においては、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境研究所・衛生試験所に送付し、PCR等の検査を行う。患者数が増加した段階では、PCR等の検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉部)

【入院勧告】

県及び岐阜市は、新型コロナウイルス感染症と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、当該患者を移送する。(健康福祉部)

【流行予測と病床確保等の検討】

県は、国から提供される情報を基に、流行期において予想される患者数、重症患者数等を算出し、必要となる病床を確保する。また、臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測する場合には、市町村と協議し、当該施設を確保する。(健康福祉部)

【医薬品等の流通】

県は、新型コロナウイルス感染症の治療に必要な医薬品等の適正流通について、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、医療機関、薬局、医薬品卸売業者に依頼する。(健康福祉部)

【医療機関・薬局における警戒活動】

県警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、医療機関及び医薬品販売業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講じる(特措法第47条)。

(6) 県民の生活及び経済の安定の確保

【事業者の対応等】

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう依頼する。(関係部局)

【県民・事業者への呼びかけ】

県及び市町村は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(環境生活部、商工労働部、農政部)

【医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援】

県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、県民経済や県民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、医療体制の確保、事業活動の縮小や雇用への対策について財政的な措置をはじめ必要な措置を講じる。(総務部、健康福祉部、商工労働部、農政部、関係部局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。

(事業者の対応等)

- ・ 指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者は、医療の提供並びに県民の生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・ その際、県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対応策を速やかに検討し、対応する。(関係部局)

(電気・ガス・水の安定供給)

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる（特措法第 52 条第 1 項）。
- ・ 水道事業者及び工業用水道事業者である市町村は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる（特措法第 52 条第 2 項）。
- ・ 県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業について、岐阜県営水道業務継続計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる（特措法第 52 条第 2 項）。また、市町村の水道事業等の継続を支援する。（都市建築部、健康福祉部）

(運送・通信・郵便の確保)

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染対策等、緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる（特措法第 53 条第 1 項）。
- ・ 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる（特措法第 53 条第 2 項）。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる（特措法第 53 条第 3 項）。

(サービス水準に係る県民への呼びかけ)

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（危機管理部、関係部局）

(緊急物資の運送等)

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資^{*}の輸送を要請する（特措法第 54 条第 1 項）。

(商工労働部)

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する（特措法第 54 条第 2 項）。（健康福祉部）
- ・ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する（特措法第 54 条第 3 項）。（商工労働部、健康福祉部）

※ 緊急物資とは、特措法第 10 条に基づき国や県が備蓄している物資（マスク、防護服、個人防護具等）や法第 55 条に基づき売渡し要請を行った物資（医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料等）を想定

(生活関連物資等の価格の安定等)

県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（環境生活部、関係部局）

(生活相談窓口の設置)

県及び市町村は、必要に応じ、県民の生活相談窓口の設置・充実を図る。（環境生活部、関係部局）

(犯罪の予防・取締り)

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

2 県内感染期

発生状況：

- ・県内で新型コロナウイルス感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 県民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

【基本的対処方針等の決定】

- ① 県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合、県対策本部は、国と協議のうえ、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、国の基本的対処方針に基づき、専門家や関係者の意見を踏まえ、県のアクションプランを協議・改定する。(各部局)
- ② 県は、状況に応じ、以下の会議等を開催し、各種対策に係る意見聴取や情報共有、意見交換等を緊密に行う。(健康福祉部)
 - ・ 医療関係者や学識経験者等で構成する「岐阜県新型コロナウイルス感染症専門家会議」
 - ・ 県内の市町村、各種団体で構成する「新型コロナウイルス感染症対策協議会」
 - ・ 医療、保健、福祉の代表者や学識経験者で構成する「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」
 - ・ 地域医療体制の維持等に係るかかりつけ医、入院医療機関等との会議
- ③ 県は、対策の規模、内容に応じ、県対策本部事務局の体制を拡大又は縮小する。(総務部、各部局)
- ④ 県は、業務継続計画により業務を遂行し、県民への行政サービスへの低下を最小限とする。(総務部、各部局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ① 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、緊急事態措置を実施するために必要があるときは、県は、他の都道府県に対する応援要求(特措法第 39 条)の措置を活用する。また、必要に応じて国職員の派遣要請(特措法第 42 条)の措置を活用する。(健康福祉部)
- ② 緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村は、新型コロナウイルス感染症のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合、県による代行(特措法第 38 条)の措置を活用する。また、必要に応じて、他の市町村による応援(特措法第 39 条)、県による応援(特措法第 40 条)、国職員の派遣要請(特措法第 42 条)の措置を活用する。(清流の国推進部、その他関係部局)

【隣県等からの協力要請】

特定都道府県から本県に対し、緊急事態措置を実施するための応援の求めがあった場合には、本県における患者の発生状況や感染症指定病院等の利用状況等を踏まえ、特措法第 39 条に基づき必要な措置を講じる。(健康福祉部)

(2) サーベイランス・情報収集

【国際的、全国的な情報収集】

県内発生早期の対策を継続する。

【受診患者数の把握】

県及び岐阜市は、県医師会と連携し、新型コロナウイルス感染症の受診患者数の状況を把握する。(健康福祉部)

【全数把握の中止】

県及び岐阜市は、新型コロナウイルス感染症の患者の全数把握を中止する。(健康福祉部)

【ウイルスサーベイランス】

県及び岐阜市は、医療機関や学校等の協力を得て、任意に新型コロナウイルス感染症患者からの検体を採取し、PCR等の検査のほか、ウイルスの病原性や薬剤感受性の変化に関する検査を計画的に実施する。(健康福祉部)

【入院サーベイランスの縮小】

県及び岐阜市は、入院患者の全数把握を中止し、通常の入院サーベイランス(定点医療機関における新型コロナウイルス感染症による入院患者の調査)に切り替える。(健康福祉部)

【学校サーベイランスの縮小】

① 県及び市町村は、引き続き、学校等欠席者・感染症情報システムにより欠

- 席者及び臨時休業の状況を把握する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)
- ② 県及び岐阜市は、学校等での新型コロナウイルス感染症集団発生の把握強化は中止し、通常の学校サーベイランスに切り替える。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

【積極的疫学調査の継続】

県及び岐阜市は、積極的疫学調査を重大事例に限定し、継続する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

県内発生早期の対策を継続する。

【コールセンターの設置】

県内発生早期の対策を継続する。

【情報共有】

県内発生早期の対策を継続する。

(4) 予防・まん延防止

【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等の中止】

県及び岐阜市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察の実施等）は中止する。(健康福祉部)

【個人・地域レベルでの感染対策強化】

県内発生早期の対策を継続する。

【病院、高齢者施設等における対策】

県内発生早期の対策を継続する。

【学校、保育施設等における対策】

県内発生早期の対策を継続する。

【渡航に関する注意喚起等】

県は、国の状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。(商工労働部)

【在外邦人支援】

県内発生早期の対策を継続する。

【災害時における避難所対応】

県内発生早期の対策を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。(健康福祉部、関係部局)

(外出自粛等の要請)

住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

(施設の使用制限等の要請等)

- ・ 学校・保育施設等(特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。)に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。
- ・ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

- ・ 多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】

隣接県に緊急事態宣言が発令され、県内には発令されていない場合、当該隣接県で実施されている緊急事態措置の内容を勘案し、必要に応じ、県民に対する当該隣接県への往来の自粛等必要な措置を講じる。（健康福祉部、関係部局）

（５）医療

【医療機関等との情報共有】

- ① 県は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉部）
- ② 県は、必要に応じ、「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」や、地域医療体制の維持に係る関係者との情報共有を目的とした会議等を開催し、医療、保健、福祉関係者との意思疎通を図る。（健康福祉部）
- ③ 県は、医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型コロナウイルス感染症やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。（健康福祉部）

【専門家会議、調整本部の設置】

県内発生早期の対策を継続する。

【帰国者・接触者外来、入院勧告の中止】

県及び岐阜市は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院勧告を中止し、新型コロナウイルス感染症の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型コロナウイルス感染症の患者の診療を行う。(健康福祉部)

【患者増加時における医療体制（自宅待機等）】

県内発生早期の対策を継続する。

【診療体制の確保】

県は、中核病院の負担が過重とならないために、かかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治癒証明の一時中止等の診療体制の確保について、関係機関と方針を協議する。(健康福祉部)

【入院治療】

県及び岐阜市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、県は、市町村と連携し、軽症者が県内ホテルなどの宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。(健康福祉部)

【在宅患者への支援】

- ① 県及び岐阜市は、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により薬等の処方箋を発行することについて、国が示す対応方針を周知する。(健康福祉部)
- ② 県は、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、依頼する。(健康福祉部)

【医薬品等の流通】

- ① 県は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の治療に必要となる医薬品等の適正流通について、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、医

療機関、薬局、医薬品卸売業者に依頼する。(健康福祉部)

- ② 県は、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、治療に必要な医薬品等の流通在庫量を調査し、地域や医療機関に偏在が認められる場合には、融通、調整する。(健康福祉部)

【医療機関・薬局における警戒活動】

県警察本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。(健康福祉部)

(医療等の確保)

医療機関及び医薬品販売業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講じる(特措法第 47 条)。

(臨時の医療施設の開設)

- ・ 県は、区域内の医療機関が不足した場合、医療機関に対し、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則第 10 条)等の措置を要請する。
- ・ また、県は、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型コロナウイルス感染症を発症し外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を開設し、医療を提供する(特措法第 48 条第 1 項)。
- ・ 臨時の医療施設の設置は、必要に応じ、市町村長に開設を委任する(特措法第 48 条第 2 項)。
- ・ 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 県民の生活及び経済の安定の確保

【事業者の対応等】

県内発生早期の対策を継続する。

【県民・事業者への呼びかけ】

県内発生早期の対策を継続する。

【医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援】

県内発生早期の対策を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する（特措法附帯決議）。

(事業者の対応等)

- ・ 指定（地方）公共機関及び登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・ その際、県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対応策を速やかに検討し、対応する。（関係部局）

(電気及びガス並びに水の安定供給)

(運送・通信・郵便の確保)

(サービス水準に係る県民への呼びかけ)

(緊急物資の運送等)

県内発生早期の対策を継続する。

(物資の売渡しの要請等)

- ・ 県は、必要に応じ、特措法第 55 条第 1 項に基づき、特定物資（緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品（抗インフルエンザウイルス薬を除く）、食品、

医療機器その他衛生用品、燃料、その他内閣総理大臣が公示するもの)の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、あらかじめ同意を得ることを基本として、当該特定物資の売渡しを要請する。(健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局)

- ・ なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、特措法第 55 条第 2 項に基づき、当該物資等を収用する。(健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局)
- ・ また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合は、特措法第 55 条第 3 項に基づき、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局)

(生活関連物資等の価格の安定等)

- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(環境生活部、関係部局)
- ・ 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、上記対策に加え、「岐阜県消費生活条例」(昭和 50 年条例第 29 号)、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」(昭和 48 年法律第 48 号)、「国民生活安定緊急措置法」(昭和 48 年法律第 121 号)等に基づく措置その他適切な措置を講じる(特措法第 59 条)。(環境生活部、関係部局)
- ・ 市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市町村行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(生活相談窓口の設置)

(犯罪の予防・取締り)

県内発生早期の対策を継続する。

(要援護者への生活支援)

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請

する。(健康福祉部、関係部局)

(埋葬・火葬の特例等)

- ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、依頼する。(健康福祉部)
- ・ 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう依頼する。(健康福祉部、関係部局)
- ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康福祉部)
- ・ 国が、特措法第 56 条第 1 項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合、県は市町村へ速やかに周知する。(健康福祉部)
- ・ 県は、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行う(特措法第 56 条第 2 項)。
- ・ 埋葬又は火葬は、必要に応じ、市町村長に委任する(特措法第 56 条第 3 項)。

厚労大臣による総理大臣への報告

国	岐阜県	市町村
<p>○政府対策本部の設置</p> <p>○政府行動計画に基づく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針の作成 ・海外発生時の水際対策の的確な実施等 	<p>○岐阜県対策本部の設置</p> <p>○県行動計画に基づく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師等への医療従事の要請等 ・公私の団体又は個人に対する協力要請 	<p>任意に対策本部設置可</p> <p>※法律に基づく対策本部ではない (市町村行動計画に基づく対策)</p>

緊急事態宣言（国）

【要件】 新型コロナウイルス感染症（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る。）が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものに該当する事態

【内容】 政府対策本部長は、緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示

- ・ 緊急事態措置を実施すべき『期間』（2年を超えない期間。ただし、1年延長可能）
- ・ 緊急事態措置を実施すべき『区域』（最小単位は原則として都道府県の区域を想定）
- ・ 緊急事態の『概要』（発生状況、ウイルスの病原性、病状、感染・まん延防止に必要な情報など）

緊急事態措置

国	岐阜県	市町村
<p>○国民生活及び国民経済の安定に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急物資の運送要請等 (対象：指定公共機関) ・ 特定物資の売渡しの要請等 (都道府県の措置を支援するため 緊急の必要がある場合) 	<p>○まん延防止に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出の自粛等の要請 ・ 学校、興行場等の使用制限要請等 <p>○医療等の提供体制確保に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時の医療施設での医療の提供等 <p>○国民生活及び国民経済の安定に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資及び資材の供給要請 ・ 緊急物資の運送等 (対象：指定地方公共機関) ・ 特定物資の売渡しの要請等 ・ 埋葬及び火葬の特例等 ・ 生活関連物資等の価格の安定 	<p>○市町村対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村行動計画に基づく対策 ・ 市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急事態措置の総合調整等

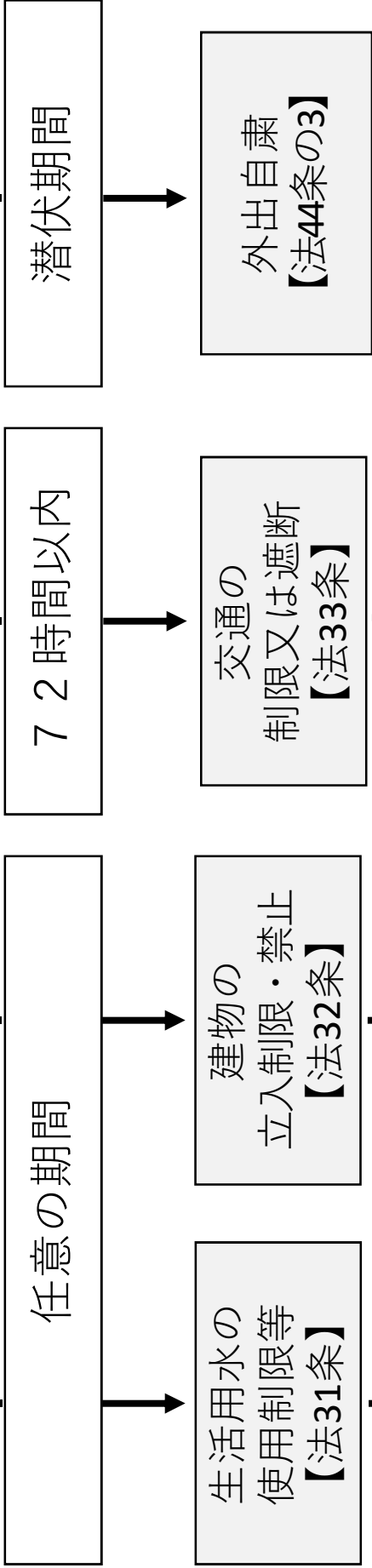
緊急事態宣言の解除（国）

政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、緊急事態が終了した旨を公示

感染症法に基づく知事の権限

知事

感染症のまん延防止等の必要があると認める場合



罰 則 【法77条】

法31条第1項、法32条第1項、法33条の規定による命令に従わなかった者は、**50万円以下の罰金**に処する。

損失補償

感染症法においては、損失補償は規定されていない

各種経済団体等へのアンケート・ヒアリング結果

3月23日（月）～27日（金）の間、経済団体・業界団体等へのアンケートやヒアリングを行い、主な結果は以下のとおり。

1 主な景況DIの状況

岐阜県の景況調査（（公財）岐阜県産業経済振興センター）

区 分	景況実績		
	2020年 第1四半期 (1～3月)	2019年 第4四半期 (10～12月)	差分
サービス（余暇関連）	▲60.9	▲32.0	▲28.9
製造業	▲72.5	▲50.0	▲22.5
建設業	▲29.9	▲15.6	▲14.3
卸売業	▲72.4	▲55.9	▲16.5
小売業	▲72.9	▲73.9	1.0
飲食業	▲69.2	▲58.8	▲10.4

2 景気・経済への影響（分野別）

（1）観光分野

- ・ 県観光連盟緊急調査結果によると、連盟会員の86%から、「新型コロナウイルスによる影響がある（61%）」または「影響が懸念される（25%）」と回答。
- ・ 1月24日から4月5日までの間で、県内の約9万4千人分の宿泊者がキャンセルとなった（県調査による把握分、3/30時点）。
- ・ 特に高山、奥飛騨では国内外の宿泊キャンセルは4～7割程度、新規予約も少ない。
- ・ 3月は卒業旅行シーズンもあって観光地などに若年層が動いているが、団体客は動いていない。そのため4月になればさらに予約が減少する懸念がある。宿泊業は固定費が常に必要とされる業態のため、宿泊客が入らないと収入が無いだけでなく赤字になる。

- ・ 中小の旅行業者はキャンセルが多数発生し、収入がない状態が続いている。そのため旅行業の更新登録（5年毎）の要件となっている、旅行業を行うために必要とされる財産規模を確保できるか懸念がある。（県内の旅行業者は134社、うち令和2年～3年に更新期限を迎える旅行業者は40社）

参考：

- ・ 宿泊キャンセル数（1/24～4/5） 約94,000人（※）（3/30県調査の把握分）
（※）年間延べ宿泊者数：6,691,000人（平成31・令和元年。観光庁速報値）
の1.4%に当たる。
- ・ 大河ドラマ館 3月入館者数（3/1～3/29）：26,551人（前月比▲45%）

（2）製造業分野

- ・ 国内外の見本市や展示会の中止、延期でバイヤーなどと商談ができず売上が減少している。
- ・ 感染が拡大するにつれ、出張などの営業活動が難しくなっている。
- ・ 輸出入がストップし、製品の出荷停止や材料の不足が続いている。
- ・ 材料、資材が海外から入ってこないため、受注が先延ばしになっている。また、これに伴い従業員の休みの調整を行っている。
- ・ 消費や設備投資の減少による影響がこれから出てくると懸念している。
- ・ 中国からの安価な商品が入ってこないため、これまで取引のなかった店舗からの注文が増えた。

参考：工作機械受注額（日本工作機械工業会2月速報）

76,714百万円（うち外需44,765百万円）（前月比▲5.0%（外需▲12.6%））

（3）建設・建築分野

- ・ 中国で製造される衛生器具、空調機器、照明器具等の建築資材に納期の遅れが生じている。ただし、徐々に納入が進んできたとの声もある。

参考：貿易統計（財務省R2年3月上旬分速報）

輸入 2,182,851百万円（前年同期2,029,413百万円、伸率 7.6%）

輸出 1,915,394百万円（前年同期2,103,471百万円、伸率 ▲ 8.9%）

（4）卸・小売分野

- ・ 外出の自粛により小売店舗の販売額が大幅に減少しており、終息まではこの状態が続くと懸念している。
- ・ 仮に終息に向かったとしても引き続き消費マインドが冷え込むことを懸念している。
- ・ 商店街ではイベント休廃止や外出の自粛により来客が激減している。また、感染が発生した地域における風評被害も懸念される。

- ・物販や飲食に比べ、生鮮スーパーでは大きな影響を受けていない印象である。

参考：全国百貨店売上高(日本百貨店協会 R2年2月)

3,661億円(前年同月比▲12.2%)

(5) 飲食業分野

- ・通常、この時期に見込まれる歓送迎会の中止による影響が大きい。
- ・自粛ムードにより宴会・会合のみならずランチにまで影響がでている。
- ・マスクの着用が必要となっているが調達ができない。

(6) 農林業分野

- ・給食用向け牛乳のキャンセルの影響は、国の第2弾の緊急対策により酪農家への影響はない見込みである。乳業メーカーも経営のダメージがあるが、国の第2弾の対策による補償で対応していく。
- ・飛騨牛は飛騨地域の市場では枝肉価格が約300円/kg下落するなど、相場は落ちている。今後は更に下がるという見方もある。
- ・飛騨牛の輸出量も前年比の約半分で、今後、更なる減少が懸念。
- ・花きについては、消費が減少しており、市場の取扱量が1～2割減となるなどの影響が出ている。
- ・野菜については、需要の落ち込みなど影響は確認できないものの、中国等からの入国制限等により、生産体制に影響が出ているところもある。
- ・木材については、輸出国に渡航できないため商談がスムーズに進まない。
- ・イベントの記念品として使用される枡の注文がほぼすべてキャンセルになった。

参考：

- ・県内生産量に占める学校給食使用量のシェア(牛乳乳製品統計(R1)速報)
牛乳 21.8%
- ・学校給食用牛乳の加工仕向け量(乳業者からの聞き取り)
276t(3月の学乳仕向け計画量489tの56%)
- ・飛騨牛去勢A5価格(各市場の公開情報 3月)
飛騨ミート市場 2,956円/kg(前月比89.0%)
岐阜市食肉市場 2,860円/kg(前月比90.2%)
- ・飛騨牛輸出量(市場聞き取り、2月～3月3週目)6,033kg(前年比▲47%)
- ・鉢花の取扱量(市場聞き取り、3月4週目時点)中京圏 前年比▲12%

(7) 金融機関

- ・ 日本政策金融公庫では、実質無利子の融資制度が発表された以降、相談や申込みが殺到している。調査は簡略化しスピード第一で対応している。
- ・ 小売りや宿泊業、飲食業からの融資の相談等が多く、特に3月以降、セーフティネット保証を利用した融資の対応が増えている。
- ・ 製造業などでは様子見の状況で、今のところ融資を必要としない企業も多い。

参考：

- ・ 日本政策金融公庫（県内2支店）の融資決定済件数（3/27現在）：421件
- ・ 県融資制度の融資決定済件数（3/27現在）
経済変動対策資金：3件 1,500万円
新型コロナウイルス感染症対策資金：118件、32億5,564万円
危機関連対応資金：1件、8,000万円
- ・ 県信用保証協会保証承諾件数（3/27現在）
セーフティネット保証4号：221件、6,546百万円
危機関連保証：7件、470百万円

(8) その他の分野

- ・ 物流業でも3月以降はキャンセルが発生し、輸送量、運賃収入ともに減少している。
- ・ タクシー業ではドライバーのマスク着用が必要であるが調達できないとの声が多い。
- ・ 接触が懸念される業種（理美容、治療院等）でも来客数が減少している。
- ・ イベントの自粛によるチラシなど販促物が減少している。

(9) 雇用・労働関係

- ・ 一部の企業で解雇や派遣切りの動きが出つつある（労働局）。
- ・ 飲食業などでは元々従業員が不足しており確保が難しいため雇用調整助成金により凌いでいる状況。
- ・ 飲食店や小売店などの休業や売り上げ減少などによりパートなど時間給で働く方々の所得の減少が懸念される。
- ・ 生産体制の見直しなどにより、障がい者雇用の検討が先送りになっているのではないかとの懸念がある。
- ・ 通常3月から開催する合同企業説明会が開催できず先行きに不安を抱えている。

参考：有効求人倍率（労働局、2月分）1.76倍（前月比▲0.08ポイント）

(参 考)

○県・商工会議所等の支援窓口の相談件数（3 / 27 現在）

区分	件数
県庁・県事務所	1 3 3 件
休日相談会	1 8 件
各商工会議所・商工会	4 3 7 件
中小企業団体中央会	2 1 件

(※) 国の助成金や国・県の融資制度の内容についての問い合わせが多数

3 県の対策への要望

(1) 事業継続・雇用対策

(事業継続対策)

- ・ 中小企業に対する各種補助制度の補助率の引き上げ。
- ・ 引き続きの資金繰りに対する融資支援の実施。
- ・ 送別会のキャンセル被害の補てんや地域での弁当発注の促進など疲弊する飲食店への支援。
- ・ 生産者団体が行うPR活動など影響緩和の取組みに対する支援。
- ・ これまでの借入の返済猶予、複数年にわたる減免や納税猶予。
- ・ 助成金や融資にあたっての書類の簡素化と迅速な対応。
- ・ 雇用調整助成金や日本政策金融公庫、商工中金などの相談窓口の充実（つながりにくい状況の解消に向けた国への要望）。
- ・ 返済が必要な融資制度ではなく、返済不要な助成金や給付金による支援。
- ・ 感染拡大を踏まえた職場の環境整備に対する支援。
- ・ 労働衛生や事業継続上、必要となるマスク、防護手袋、消毒等の物的支援。
- ・ 企業内での感染発生時の消毒費用などの負担、対応マニュアルの作成。
- ・ 代替資材や原材料購入に対する支援。
- ・ 県内に主力工場があるので、県内の感染拡大防止の徹底。
- ・ 風評被害対策として正確で迅速な情報の公開。
- ・ 障がいのある方も含めたテレワークの促進に向けた支援。

(雇用対策)

- ・ 雇用調整助成金の上乗せ補助。
- ・ 企業に対する解雇や雇止めにあたっての法令順守の徹底。
- ・ リーマンショックのような事態を想定した事前の雇用対策の準備。

(2) 終息後の早期回復に向けた対策

(終息後を見据えた対策)

- ・ 終息後に一気に走りだせるような準備をしていくことが重要。
- ・ 終息後直ちに誘客キャンペーンなどの対策が打ち出せるよう事前の準備。

(終息後の消費喚起・販売促進対策)

- ・ 賑わい創出や「地域振興商品券」の発行など個人消費を喚起するような対策。
- ・ 県主導による「ふっこう割」クーポンの発行など観光業への強力な支援。
- ・ 支援策は、宿泊業や飲食業などに地域内でお金が回るような工夫が必要。
- ・ 展示会への出展支援や物産展の開催など県産品の販売促進支援。
- ・ 飛騨牛など農畜水産物の需要拡大対策を強力的に推進。

4 今後の方向性（県の経済対策）

○新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、新たな国の対策、経済団体等の要望を踏まえ、以下の方向性で対策を講じていくこととする。

（１） 感染拡大防止期における対策

- ・事業継続や雇用の維持に加え、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えた対策を実施。

【主な検討（案）】

<事業継続対策>

- ・県制度融資の更なる拡充
（信用保証料の全額県負担等）
- ・バイヤーとのオンライン個別商談会の開催
- ・感染症拡大防止に向けた職場環境整備
（国のテレワーク導入助成金の上乗せ補助等）

<雇用対策>

- ・WEB合同企業説明会の開催
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職訓練

<終息後を見据えた対策>

- ・小規模事業者の新商品開発や生産性向上等の支援
（県小規模事業持続化補助金の補助率の拡大等）
- ・観光協会や市町村等が取り組む観光素材の商品化への支援
（県観光回廊づくり推進事業費補助金に特別枠を設置等）
- ・商店街の景観向上に向けた施設・設備改修への補助

（２） 終息後の回復・成長に向けた対策

- ・新型コロナウイルス感染症が終息した段階において、観光誘客など消費拡大、事業者の販路拡大等、県経済のV字回復と更なる成長に向けた対策を実施。

【主な検討（案）】

<消費喚起対策>

- ・宿泊促進キャンペーンの展開（割引クーポン等）
- ・商店街の賑わい回復に向けたイベント等への助成
- ・地場産品フェアや岐阜駅周辺活性化イベントの開催

<販売促進等対策>

- ・事業者の販路拡大支援（国内外見本市出店への助成等）
- ・国内外における県産品プロモーションの開催
- ・首都圏における県産品フェアの拡充開催

(参 考) アンケート・ヒアリング先

団体等名	
岐阜県経済同友会	建交労岐阜農林建設連合支部
岐阜県商工会議所連合会	岐阜県私立学校教職員組合連合
岐阜県商工会連合会	全国福祉保育労働組合東海地方本部
岐阜県中小企業団体中央会	岐阜県交通運輸産業労働組合協議会
岐阜県経営者協会	岐阜県労働者福祉協会
岐阜県観光連盟 等	岐阜県シルバー人材センター連合会
岐阜県情報産業協会	岐阜県職業能力開発協会
岐阜県工業会	各障がい者就業・生活支援センター
岐阜県プラスチック工業組合	県障がい者雇用企業支援センター
岐阜県金型工業組合	岐阜青年会議所 (岐阜、大垣、高山、各務原)
岐阜県寒天水産工業組合	岐阜県農業協同組合中央会
岐阜県陶磁器産業連盟	全国農業協同組合連合会岐阜県本部
岐阜県味噌醤油工業協同組合	総合農業協同組合 (7 J A)
岐阜県菓子工業組合	岐阜県農畜産公社
岐阜県米菓工業協同組合	岐阜県農業会議
岐阜ファッション産業連合会	岐阜県農林水産物輸出促進協議会
アクティブG	岐阜県学校給食会
岐阜県関刃物産業連合会	岐阜県酪農農業協同組合連合会
岐阜県紙業連合会	岐阜県牛乳協会
岐阜県酒造組合連合会	岐阜県畜産協会
岐阜県陶磁器卸商業協同組合連合会	岐阜県畜産公社(株)
岐阜県陶磁器工業協同組合連合会	飛騨ミート農業協同組合連合会
岐阜県婦人子供服工業組合	岐阜県食肉事業協同組合連合会
岐阜県名産販売(株)	岐阜県園芸特産振興会
協同組合飛騨木工連合会	清流の国ぎふ花き戦略会議
食品産業協議会	岐阜花き流通センター農業協同組合
美濃手すき和紙協同組合	岐阜バラ会
岐阜県商店街振興組合連合会	愛知豊明花き地方卸売市場
岐阜県トラック協会	岐阜県農業信用基金協会
岐阜県砂利協同組合	岐阜県農業共済組合連合会
岐阜県砕石工業組合	岐阜県農業法人協会
岐阜県産業経済振興センター	岐阜県農業参入法人連絡協議会
日本労働組合総連合会岐阜県連合会	岐阜県稲作経営者会議
岐阜県労働組合総連合	岐阜県指導農業士連絡協議会

団体等名	
岐阜県青年農業士連絡協議会	岐阜県橋梁会
岐阜県漁業協同組合連合会	岐阜県土木建築解体事業協同組合
岐阜県土地改良事業団体連合会	岐阜県地質調査業協会
岐阜県森林組合連合会	岐阜県建築士事務所協会
岐阜県森林施業協会	岐阜県道路交通安全施設業協会
岐阜県木材青壮年団体連合会	全国特定法面保護協会岐阜県事務所
岐阜県建設業協会	岐阜県鋼構造物建設協会
岐阜県測量設計業協会	岐阜県建築工業会
岐阜県電業協会	岐阜県設備工業協会
岐阜県造園緑化協会	

新型コロナウイルス感染症 対応マニュアル (宿泊施設用)

目 次

1. 新型コロナウイルスの特性を知ろう	2 P
2. 宿泊施設で日頃から気を付けること	4 P
3. お客様に感染が疑われる症状が認められたら	11 P
4. 検査後、お客様に陽性反応が確認されたら	15 P
5. 従業員またはその家族に 感染が疑われる症状が認められたら	18 P
6. 初動に必要な体制	19 P
7. 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な相談窓口	21 P

令和 2 年 3 月 (初版)

岐阜県観光国際局

〇はじめに

このマニュアルは、旅館、ホテルなどの宿泊事業者向けに新型コロナウイルス感染症の基本的な対応をとりまとめたものです。

「いざというときに具体的に何をすべきかわからない」という多くの現場からの声を受け、日頃からの予防方法、自社の施設において宿泊者、従業員又はその家族に感染が疑われる症状が出た場合など、岐阜県内で発生した事案を踏まえ迅速に対応すべきポイントを、できるだけわかりやすく整理しました。

今回の新型コロナウイルス感染症の流行動向は予想が困難であるとともに、ウイルスの性質、ヒトからヒトへの感染性、確実な診断や治療方法等、不明な点が多いことも事実です。本書はあくまで現時点のものであり、今後とも、必要に応じて追記・修正し改良をしてまいります。

できる限り多くの観光事業者の皆様にご覧いただき、岐阜県における、危機事案発生時のおもてなしの質の向上の参考にしていただきたいと思います。

岐阜県観光国際局

※主に、以下を参考に作成しました。

- ・厚生労働省通知「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号）
- ・岐阜県健康福祉部ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」
- ・岐阜県内での事案（感染者訪問）の関係者からのヒアリング

1 新型コロナウイルスの特性を知ろう

○ 新型コロナウイルス感染症とは、コロナウイルスによる感染症のうち、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、ヒトに伝染する能力を有することが新たに報告されたウイルスによる感染症です。

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが特徴です。約8割は軽症で自然治癒しますが、2割は1週間以降に急速に悪化して重症化し、約5%は人工呼吸や体外循環(ECMO)などの集中治療を要する状態となり、死亡する事例もあります。また、無症状の方も含め、感染すると重症度に関わらず半数以上の方が肺炎を発症します。すなわち新型コロナウイルス感染症は新型コロナウイルス肺炎と言ってもよい疾患で、インフルエンザより重い病気であることを正しく認識して、冷静に対応しましょう。

【疑わしい症状】

以下の症状がある方は帰国者・接触者相談センター（11P）にご相談下さい。

- (1) 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
- (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

なお、以下のような方は重症化しやすいため、(1)の発熱が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

〔高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等の慢性疾患）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方、妊婦の方〕

○ 新型コロナウイルスは**飛沫（ひまつ）感染と接触感染によりうつる**といわれています。

飛沫感染 (ひまつ かんせん)	感染者の飛沫（ひまつ：くしゃみ、せき、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、2m 以内の至近距離にいる他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で回りの不特定多数の方が手に触れる環境表面(ドアノブ、手すり、つり革など)に触れるとウイルスが付きます。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で自身の口や鼻、眼を触るとそれぞれの粘膜から感染します。

そのため、感染者の飛沫を吸い込まないための予防（マスク）、接触感染を防ぐ手洗いが非常に大切です。特に不特定多数の方が触った物（ドアノブ、手すり、つり革など）に触った後は、口や鼻、眼に触らない様にするとともに、アルコール手指消毒薬の使用か、流水とせっけんで手洗いをして、手指衛生を行いましょう。

2 宿泊施設で日頃から気を付けること

(1) 感染予防の徹底（常日頃からの備え）

施設における**感染予防対策は、お客様や従業員を守る上で最も重要**です。日頃の仕事を通じて、正しい清掃・消毒方法を習慣化することが大切です。また、施設内でのお客様への注意喚起も必要です。

予防対策	注 意 点
手指の衛生	流水と石鹼による丁寧な手洗いを行う（アルコール手指消毒剤を使用するのも有効） お客様に対する手指消毒もすすめる トイレなどで共用のタオルを使用しない
施設の清掃・消毒	十分な清掃をした上で、多数の人が頻繁に触れるところ＝高頻度接触環境表面を清掃・消毒（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効） ◎家庭用塩素系漂白剤を使う場合は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。（目安となる濃度 0.05%） ◎消毒の重点対象：人の手が触れるところ 1. パブリックスペース（エレベーター、ドアノブ他） 2. 客室内（リモコン、ドアノブ、テーブル他） 3. 飲食スペース（テーブル、椅子他） 4. その他サービススペース（マッサージ、売店他）
健康管理	従業員の健康チェックを行う（必要に応じ検温） 体調が悪い場合は自己申告して適切に休養できる環境整備
咳エチケット	咳がでる場合はマスクの着用。マスクがない場合はハンカチ・ティッシュや袖口で口・鼻を覆う
営業継続計画 リスクマネジメント	[経営者が意識すること] 1. 迅速な情報共有・意思決定ができる体制

	<ol style="list-style-type: none">2. 最悪の場合を想定した営業継続計画策定3. 必要な消毒備品の備蓄4. 定期的な従業員への教育・訓練の実施
--	--

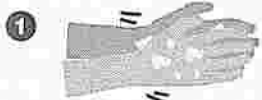
！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



② 手の甲をのばすようにこすります。



③ 指先・爪の間を念入りにこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗いします。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやるう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



(2) 業務上の配慮（新型コロナウイルス国内発生期）

※令和2年3月31日時点では、ここから対応してください。

国内で発生が確認された場合、行政機関の対応方針も踏まえ、

感染拡大防止対策を徹底して行う必要があります。

万が一施設内で発生した場合を想定し、対応方法についてあらかじめシミュレーションしておくことが大切です。

配慮内容	注 意 点
お客様	<ol style="list-style-type: none">1. 宿泊名簿への正確な記載を徹底2. 体調に異変が生じた場合は必ず施設側に申し出ていただく（チェックイン時説明）3. 咳がでる場合はマスクの着用をお願いする4. 来館時や食事の際の手指消毒等の徹底をお願いする
従業員	<ol style="list-style-type: none">1. 新型コロナウイルス感染症に関する情報共有 ※感染が疑われる場合の対応2. 手洗・手指消毒の徹底3. 施設内高頻度接触環境表面の消毒の徹底4. 咳エチケットの徹底5. 体調不良の場合は休む（自宅安静と適切なタイミングでの受診及びその状況報告と記録）6. 密閉空間での集会、不特定多数の方との対面接触は控える（海外渡航も自粛）7. 勤務シフトの見える化（勤務者確認）8. 出勤時の体温と症状がないことの確認と記録
営業継続計画 リスクマネジメント	[経営者が意識すること] <ol style="list-style-type: none">1. 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集2. お客様・従業員の安全確保対策3. 最悪の場合を想定した営業継続計画策定 (従業員のシフト・役割分担)

	<p>4. 事案発生時の迅速かつ適切な連絡体制の確認</p> <p>5. 報道された内容の把握 (正しい情報かどうか)</p>
--	---

参 考 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（厚生労働省）

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

（一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変）令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。
（アルコール手指消毒剤でも可）

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

3 お客様に感染が疑われる症状が認められたら

(1) 帰国者・接触者相談センターへの連絡

お客様から体調不良の申し出があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（2P）がある場合は、内線電話を用いて「くわしい症状」「いつ頃から」を確認して施設責任者の方と情報共有をしてください。必要に応じて体温計で体温を測ってください。

※体温計を使いまわす場合は必ず毎回アルコールで消毒をしてください。

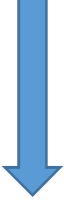
その後、症状のある宿泊者の同意を得た上で、速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、保健所等の指示を受けてください。

【帰国者・接触者相談センター】

※24時間（ただし、平日9時～17時以外は電話呼び出し対応）


- ・岐阜保健所 058-380-3004
- ・西濃保健所 0584-73-1111（内線 273）
- ・関保健所 0575-33-4011（内線 360）
- ・可茂保健所 0574-25-3111（内線 358）
- ・東濃保健所 0572-23-1111（内線 361）
- ・恵那保健所 0573-26-1111（内線 258）
- ・飛騨保健所 0577-33-1111（内線 309）
- ・岐阜市保健所 058-252-7191
- ・岐阜県庁保健医療課 058-272-8860

相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、「帰国者・接触者外来」が紹介されますので、帰国者・接触者相談センターの指示に従って受診することになります。部屋を出るときに、必ずお客様のマスク着用と手指消毒を確認するとともに、従業員も同様にマスク着用、お客様を見送った後の手指消毒を行います。診察の結果、医師が新型コロナウイルス感染症を疑った場合は検体を採取して検査を行います。それまでの間、感染が疑われる宿



泊者は、症状により医療機関での待機（入院の場合も含む）や、宿泊先個室での待機が必要となります。（この点も帰国者・接触者相談センターとご相談ください）


（２）宿泊者への待機依頼



宿泊先での待機となった場合、感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明し、**施設内の他施設（レストラン、浴場など）の利用を禁止していただき、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼してください。**この際、お客様が不安を感じられていますので、電話での声かけなどに配慮しましょう。

同室者がいれば他室への移動と待機を依頼してください。

（３）マスク着用の依頼




感染が疑われる宿泊者及び同室していた方には、部屋から外に出る際はマスクの着用と手指衛生を求めてください。

（本人が持参していない場合はマスクを施設側から提供してください）

※マスクの備蓄がない場合はタオルやハンカチで口、鼻を覆うなどの対応をお願いしてください。（６P）

（４）従業員の対応（接客）



対応する従業員はあらかじめ指名しておくなど、その数は極力限定し、対応してください。

感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、**マスクを着用**し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手指衛生を確実に行ってください。

使用後のマスクは再利用せず必ず廃棄してください。廃棄箱にはビニールをかけておき、廃棄箱からごみを出す際にはそれを使い捨て手袋で処理するようにしてください。

※その他、感染が疑われる宿泊者への接触は、できる限り内線電話を

使用して交信するなど、お客様に失礼にならない程度に、できるだけ直接接触しない対応をご検討ください。

※また、心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが接客するのは避けてください。（2 P）

（5）保健所への協力（情報提供）

保健所から求めがあった場合は、接触者の状況等の調査に協力願います。

[協力事項の例]

- ・接触した可能性のある宿泊者及び従業員の情報提供（体調も含め確認）など ※調査は感染の拡大防止を目的に行うものです。

（6）施設の消毒

マスク及び使い捨て手袋を着用し消毒を行ってください。

感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン・食堂、エレベーター、廊下等）**のうち手指が頻繁に接触する箇所；**
高頻度接触環境表面（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に実施してください。

[消毒方法]（10 P）

○高頻度接触環境表面

アルコール消毒又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いてください。（漂白剤の場合はその後水拭きをしてください）

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存（長くて数日）します。
- ・家庭用塩素系漂白剤を使う場合は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。（目安となる濃度 0.05%）

※製品によって次亜塩素酸ナトリウム濃度が異なりますので

注意してください。例：製品濃度が6%の場合、水3Lに原液を25mLです。

○トイレや洗面所

通常の清掃を実施徹底してください。

○食器、箸、スプーンは通常の場合と同様の下膳、その後の洗浄で構いません。

○リネン・寝衣などは使用者自身にあらかじめ用意した大きなビニール袋に入れていただくか、マスク、ゴーグル、手袋、ガウンを用いて慎重にビニール袋に入れて回収し、その後は通常の洗濯・洗浄を行ってください。なお、明らかに体液で汚染されたリネン・寝衣はビニール袋に入れてそのまま破棄してください。

○タオル・バスタオルなど

リネン・寝衣と同様に対応願います。

※専門事業者に「消毒」を依頼することも可能です。この場合、あらかじめ取り扱い事業者を確認してください。

※これらの対応も保健所の指示に従ってください。

具体的手法は、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）、「新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）」（厚生労働省ホームページ）を参考に実施してください。

4 検査後、お客様に陽性反応が確認されたら

(1) 本人への連絡と医療機関への移動

- ・ 陽性が確定した場合、基本的に主治医から本人に連絡が入ります。
- ・ その後は保健所の指示に従い医療機関へ移動します。
※医療機関への移動手段については保健所の指示に従ってください。

(2) 接触した従業員と他の宿泊者の健康確認

- ・ 保健所の指示に従い、当該宿泊者に接触した従業員及び他の宿泊者を特定するとともに、従業員には2週間の健康観察（体温やその他症状の有無の確認など）を行ってください。従業員を闇雲に業務から外し、自宅待機にする必要はありません。このあたりの判断は接触した状況にもよりますので、保健所の指示にしたがってください。
- ・ 濃厚接触者の場合は、感染の有無を判断するPCR検査の対象となります。保健所の指示に従ってください。
- ・ 「濃厚接触者」とみなされた場合は少なくともPCR検査結果が判明するまでは出勤しないよう、要請を行う場合があります。

※「濃厚接触者」とは

患者に発症日以降に接触した方のうち、同居又は長時間の接触があった方、対面で会話することが可能な距離（お互いに手を伸ばせば届く、およそ2メートル）で必要な感染予防策なし（マスク着用なし）で接触があった方です。

(3) 宿泊者の部屋などの消毒

- ・ 使用した客室等は、速やかにマスク及び使い捨て手袋を着用し消毒を行ってください。

- ・ 消毒ポイントは13P（6）と同様です。
 ※布団、シーツについては汚染状況や材質等をみて消毒効果の高いものを選びます。（蒸気、熱湯、塩素剤他）

（4）他のお客様への説明

- ・罹患されたお客様への対応により、他のお客様にも影響を及ぼす場合があるため、宿泊されている他のお客様への説明が必要と考えられます。
- ・また、添乗員等が同行するツアーについても、旅行社への説明が必要と考えられます。
- ・ **施設として適切に実施した事実を伝えるなど状況に応じて判断**してください。
- ・ これらも保健所の指導も受けながら慎重に対応してください。
 ※地域への影響も想定し、観光協会等への連絡も必要と考えられます。
 ※ツアーが複数の都道府県を經由している場合は、都道府県の記者発表の内容を踏まえ対応することとなります（要注意）。

（5）旅行社への説明（ツアーの場合）

- ・今後のツアーに影響を及ぼす場合があるため、旅行社への説明が必要と考えられます。
- ・ **施設として適切に実施した事実を伝えるなど状況に応じて判断**してください。

旅行区分	お客様	旅行社
個人	○	—
個人（旅行社経由）	○	△
団体（旅行社ツアー）	○	○

○：要説明、△：必要に応じて説明

（6）報道の対応

- ・ **基本的に都道府県が発生状況を発表します。**
- ・ 国の基本方針を踏まえ公表内容は検討されます。

- ・なお、お客様等への説明は、都道府県の発表内容を確認した上で保健所の指導のもと、適切に判断し、対応してください。
- ・陽性が確認された方が発生した場合、報道機関からの取材がある可能性もあります。
- ・**個人情報の保護に配慮し、都道府県の記者発表内容を踏まえ対応することとなります。**
- ・あらかじめ、対応窓口を決め、一元的に対応することが望ましいと考えられます。
- ・その際に備え、**マスコミ対応方針を決定**しておいてください。
- ・**なお、感染されたお客様・従業員を差別しないように配慮してください。悪いのは感染者の心がけではなく、ウイルスであり、感染者は被害者であることをあらかじめ共通認識願います。**

【マスコミ対応方針例】

・**対外的な対応窓口の一本化**

外部からの問い合わせは個々に対応せず、すべて対応窓口に一本化することを従業員全体に徹底してください。

・**情報の収集と集約**

適切な情報発信を行うため、宿泊者への対応、従業員への対応、消毒などを適切に実施した事実を整理してください。

5 従業員またはその家族に感染が疑われる症状が認められたら

(1) 従業員又はその家族に症状があったら

- ・従業員から、本人または家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱など体調不良の申し出があった場合、

宿泊者の場合と同様、帰国者・接触者相談センター（11P）に連絡して指示に従ってください。

(2) 自宅待機

- ・**帰国者・接触者相談センターの指示があるまでは自宅待機**させます。
- ・ご家族に症状がある場合も同様に、保健所の指示があるまで従業員を自宅待機させることが感染拡大を防ぐことにつながります。
- ・なお、これらの対応もすべて保健所の指示に従ってください。

(3) 施設の消毒

- ・**マスク及び使い捨て手袋を着用し消毒を行ってください。**

(4) 当該従業員と接触した従業員の健康確認

- ・当該従業員に**接触した従業員を特定**するとともに、**健康状態を確認**してください。
- ・**症状がある場合は帰国者・接触者相談センター（11P）に連絡して指示に従ってください。**
- ・なお、これらの対応もすべて保健所の指示に従ってください。

(5) 他のお客様への説明：16P（4）と同様です。

(6) 旅行社への説明：16P（5）と同様です。

(7) 報道の対応：16P（6）と同様です。

6 初動に必要な体制

○ 2次被害の防止

帰国者・接触者外来（医療機関）で新型コロナウイルスの感染が確認された場合や、感染者が宿泊施設を利用したことが判明した場合、経営者を中心に迅速な対応が求められます。

迅速な対応は、感染拡大や風評被害の防止、さらにはお客様の安心に繋がります。不適切な情報の隠蔽は結果的に今後の営業にかえって悪影響を及ぼすことを認識すべきです。

特に、施設従業員が感染した場合は営業停止、営業自粛の検討、予約されているお客様への連絡など、ある程度の想定準備が必要です。

事案発生時は様々な対応が求められるため、あらかじめ役割分担しておくなど、危機管理体制の整備が重要です。

繰り返しになりますが、**感染されたお客様・従業員を差別しないように配慮してください。悪いのは感染者の心がけではなく、ウイルスであり、感染者は被害者であることをあらかじめ共通認識願います。**

役割	確認事項
総務管理	1. 関係機関との連絡調整 2. 施設内での感染拡大防止措置の指示・指導 ※消毒は保健所等の指導あり ※マスク、使い捨て手袋等着用徹底 3. リネン類の取り扱い 4. 従業員の健康チェック 5. 感染拡大防止に向けた営業自粛等の協議 6. マスコミ対応（施設名公表の可否等）
予約・フロント	1. お客様への対応（予約者含む）

	<p>※事案の説明と健康状態確認</p> <p>2. お問い合わせへの対応（窓口1本化）</p>
その他	<p>1. 地域住民への説明（地域理解）</p> <p>2. 風評被害への対応（従業員の安全） ※従業員及びその家族を含めケア必要</p> <p>3. 旅行社等への対応（信頼回復）</p> <p>4. 経営安定対策（営業維持） ※金融機関・行政機関の支援制度確認</p>

7 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な相談窓口

(1) 全般に関してどこに相談して良いか分からない場合

設置場所	相談時間
県健康福祉政策課 058-272-1111 (内線 2515,2516)	平日 8:30~17:15

(2) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(2P)がある場合

設置場所	相談時間
【帰国者・接触者相談センター】 岐阜保健所 058-380-3004 西濃保健所 0584-73-1111 (内線 273) 関保健所 0575-33-4011 (内線 360) 可茂保健所 0574-25-3111 (内線 358) 東濃保健所 0572-23-1111 (内線 361) 恵那保健所 0573-26-1111 (内線 258) 飛騨保健所 0577-33-1111 (内線 309) 岐阜市保健所 058-252-7191 岐阜県庁保健医療課 058-272-8860	※24時間 (平日9:00~17:00 以外は電話呼び出し対応)

<お客様が外国人の方の場合の相談窓口>

基本的に国内旅行者と同様の対応となりますが、JNTO(日本政府観光局)の外国人旅行者専用のコールセンターもご活用ください。

- ・電話 050-3816-2787
- ・対応日時 対応時間 365日、24時間
- ・対応言語 英語、中国語、韓国語、日本語
- ・対応範囲 緊急時案内(病気・事故・新型コロナウイルスの問合せ)

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口（平常時）

設置場所	相談時間
各保健所 岐阜保健所 058-380-3004 西濃保健所 0584-73-1111（内線 273） 関保健所 0575-33-4011（内線 360） 可茂保健所 0574-25-3111（内線 358） 東濃保健所 0572-23-1111（内線 361） 恵那保健所 0573-26-1111（内線 258） 飛騨保健所 0577-33-1111（内線 309） 岐阜市市民健康センター 中市民 058-252-0632 南市民 058-271-8010 北市民 058-232-7681	平日 9:00～17:00
県保健医療課 058-272-8860 岐阜市保健所 058-252-7191	毎日 9:00～21:00
厚生労働省（コールセンター）03-3595-2285	毎日 9:00～21:00

(4) 本マニュアルに関するお問い合わせ

設置場所	相談時間
県観光企画課 058-272-1111（内線 3059）	平日 8:30～17:15

圏域会議における市町村意見

3月24日（火）～26日（木）の間、各圏域で市町村長等との意見交換を行い、以下のとおり。

1 景気・経済への影響

（1）観光分野

- ・ 市内の宿泊施設では、2月は、宿泊施設12施設において、海外宿泊者数が対前年比で約6～7割の減。総宿泊者数も約1～2割の減。3月は、総宿泊者数が対前年比で約7割減。商店街では、イベント等の中止があり、飲食店では予約のキャンセルが続いている。（岐阜市）
- ・ お千代保稲荷、売上が半分程度、ひどいところは△70～80%。道の駅のレストランも1/3～1/4程度。鶏卵や肥育牛の販売価格が低下。（海津市）

（2）製造業分野

- ・ アパレル、縫製産業を対象にしたアンケート調査では、回答のあった40社のうち9割が納期の遅れや販売商品の不足といった影響があった。（岐阜市）
- ・ 製造業においても中国からの部品や人がこないため、苦勞している。（瑞穂市）
- ・ 製造業は、外国からの部品が入ってこなくなり、在庫がなくなれば生産活動が低迷する。（大垣市）
- ・ 製造業の生産活動が低下している。（海津市）
- ・ 製造業者からは、部品在庫が尽きれば操業停止と聞いている。（関ヶ原町）
- ・ 部品、材料等の供給については中国からの輸入は意外に少ないようだが、今後影響が出てくる可能性がある。（中津川市）
- ・ 製造業では固定資産税の減免や納期の猶予を要望されている。（飛騨市）

（3）飲食業分野

- ・ 飲食店などには打つ手がないのが現実。（瑞穂市）
- ・ 感染症対策は必要だが、対策を取ると飲食や観光業などを中心に、地域経済にはかなりの悪影響。（大垣市）
- ・ 客数減に伴い経営者が困っていることはもちろんだが、パート労働者の収入もなくなっている。（本巣市）
- ・ イベント自粛の営業で、飲食業は非常に厳しい状況。（海津市）
- ・ イベント、会議、懇親会、自治会総会などについては、3月中は中止。結果飲

食業に打撃となり、融資の相談が多い。(神戸町)

- ・ 飲食業は、宴会を主に扱うところを中心に、2月は△50%、3月は△80%といった状況。(大野町)
- ・ 飲食業は△80%超、売上0のところもある。(池田町)
- ・ 飲食店など小さな事業者は店を廃業しようか、将来の経営を継続するか考えている事業者も出てきている。(中津川市)
- ・ 飲食業では、運転資金や生活費を要望されている。(飛騨市)

(4) 医療・福祉関係

- ・ 多治見市民病院と医師会のマスクと消毒液が枯渇している(多治見市)
- ・ マスクの確保が一番の課題。市民病院は使用制限してしのいでいる。特に介護施設、福祉施設の在庫がいつまでもつのが喫緊の課題。(中津川市)
- ・ マスク・消毒液の供給が不透明(瑞浪市)

(5) その他の事業者

- ・ オリンピックの延期によりバス事業者も先が見通せず困っている。(恵那市)

2 県の対策への要望

(1) 経済・雇用対策

- ・ 市の小口融資信用保証料の全額補助等の財政支援。(各務原市)
- ・ 雇用の維持や創出についての国への強力な要望。(山県市)
- ・ 政策金融公庫の窓口の簡素化、スピードアップ。(美濃加茂市)
- ・ 派遣切りが行われているとの情報があり、特に外国人労働者について住居に困ることにならないよう、福祉部門との連携も必要。(可児市)
- ・ 税金の猶予、免除。(恵那市)
- ・ 特に影響がある業種に対するプレミアム商品券の対応。(恵那市)
- ・ 「蔓延期」と「収束期」に分けて対策を打つことが必要。(高山市)
- ・ 各市村が単独で動くのではなく、飛騨地域全体で共有の対策をしていく必要がある。(高山市)
- ・ 消費者心理が委縮している状況。消費減に対する何等かの支援が必要(下呂市)
- ・ つなぎ資金を受けたとしても、既存の借入れがあつて二重の借金となる。新たなつなぎ資金ではなく、既存の借入れが猶予できるような施策が必要(白川村)
- ・ 地方への誘客を促進するために高速道路料金の減額(高山市、白川村)

(2) 感染拡大防止、医療体制確保対策など

- ・ 帰国者・接触者外来、有床病院等に対するマスクの継続的な配布と消毒や防護服等の供給。(岐阜市)
- ・ 学校には普通の体温計ではなくて、非接触の体温計が必要。品不足のため確保策が必要。(岐南町)
- ・ マスクについて国や県で医療機関、介護施設などの必要の早期手配。(大野町)
- ・ 患者が出た時の県・市の役割分担、初動の対応を示してほしい。(多治見市)
- ・ 市民病院等への消毒液など物資配布の見通し(多治見市)
- ・ 春休み明けからの小中学校の対応について、市教委の判断でいいのか、県教委がどこから入ってくるのかの明確化(多治見市・瑞浪市)
- ・ 感染者が出た自治体の担当者がどのような対応をしたか情報共有してほしい。(瑞穂市)
- ・ 県の医療機関へのマスク配布計画を情報共有してほしい。(各務原市)
- ・ 非接触事務を拡大するため、現在工事関係に限られている県電子調達システムの市町村利用範囲を物品・業務委託等についても拡充いただきたい。(各務原市)
- ・ 保育ニーズの増加に対応した保育士確保対策の充実。(各務原市)
- ・ 外国人向け注意喚起など単独市町村では困難な取組みについて、継続・充実。(飛騨市)
- ・ 帰国子女などへのいじめの未然防止。(可児医師会)
- ・ 宿泊施設等を軽症者病床として確保することの検討。(加茂医師会)
- ・ 救急隊活動時及び感染症の検体移送等を行う広域消防事務組合の物資・機材の確保・充実。(可茂消防事務組合)